

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
1	多様な協働の環境づくり	協働のまちづくり事業	地域安全課	町民と共に考え実施していく”協働”は行政運営の基本的な考えの一つであり、町民一人ひとりが主役であるという意識啓発、情報共有の為、多様な場面の参画機会を設ける。	協働のまちづくりを推進するため、地域組織や個人に対し情報提供及び活動支援を行う。ふるさとづくり推進事業補助金を活用し、地域活動団体に事業費の1/2、10万円を上限に活動費の助成を行う。 大学による地域活性化事業補助金を活用し、大学内の組織に対し事業費の1/2、5万円を上限に活動費の助成を行う。	協働のまちづくりについての職員研修を実際に職員が取り組んだ事例発表を交えた形式により実施。大学生をインターンシップ生として招き入れ、自治会活動活性化について調査を行った。	改善	ふるさとづくり推進事業補助金の交付・見直し。	継続実施	継続実施
2	多様な協働の環境づくり	大学連携事業	政策企画課	長崎県立大学と長与町が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。	健康、子育て、福祉、まちづくりなど各分野で連携事業に取り組んでいる。政策企画課では連携事業の取りまとめ窓口として、連携事業の進捗確認や新規事業の掘り起こしに取り組んでいる。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
3	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動推進事業	地域安全課	地域住民の自治意識を熟成し、地域住民による主体的な地域づくり、まちづくりを推進するため、コミュニティ意識の高揚、リーダーの育成等を図る。	・地区コミュニティ連絡協議会総会（年1回） ・地区コミュニティ連絡協議会役員会（年3回） ・コミュニティ地区連絡協議会先進地研修会（年1回）、コミュニティ地区役員交流会（年2回）	特になし	継続実施	地区コミュニティと地域組織との連携を強化していく。	地区コミュニティと地域組織との連携を強化し、活動活性化に向けた支援の検討・研究を行う。	継続実施
4	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ施設管理運営事業	地域安全課	町民のコミュニティ活動を推進するために設置。	長与町ふれあいセンター・長与南交流センターともに定期保守点検及び美観維持のために定期的に除草、剪定作業を行っている。	長与町ふれあいセンターの長寿命化を図るため、屋上防水工事を行った。	拡充	長与町ふれあいセンター体育館のLED改修工事を行う。予約事務改善に向けた検討を行う。	個別施設計画に基づき、各施設の維持管理について、引き続き適宜保守点検を行い、不具合の未然防止に努めていく。	継続実施
5	自治会活動の推進	自治会活動推進事業	地域安全課	地域住民の自治意識を熟成し、地域住民による主体的な地域づくり、まちづくりを推進するため、コミュニティ意識の高揚、リーダーの育成等を図る。	・自治会長会議（年2回実施：4月・3月） ・自治会長（保環連会長）研修会の実施（全体研修1回・理事会研修1回） ・自治会加入促進研究会の実施（年1回） ・自治会回覧・配布作業（月2回）	自治会加入促進動画を作成し、YouTubeにて公開した。視察研修の代替措置として、「個人情報保護法」についての庁舎内研修を行った。 大学生をインターンシップ生として招き入れ、自治会活動活性化について調査を行い、自治会加入促進調査研究会にて発表を行った。	拡充	地区コミュニティ単位で自治会長の連携強化のための場づくりを行う。	地区コミュニティ単位で自治会長の連携強化のための場づくりを行う。 長与町内のそれぞれの自治会において、運営方法等様々であることから、各自治会の取り組み等の情報交換を行うことでそれぞれの自治会運営の改善につながるよう情報共有する場の提供を行う。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
6	経営感覚のある行政運営	町情報発信事業	秘書広報課	行政情報を町民目線で分かりやすく、多様な媒体を利用して町内外に発信するため。	「行政」を身近に感じてもらえるなど町民の方に浸透し易くなる効果を期待して、長与町のイメージキャラクター『ミックン』を活用しながら、各種SNSにより行政情報などを発信する。 『ミックン』を通じて、町民の方に長与町に対する「興味・関心・親しみ」を持っていたく。	広報モニターからのInstagram運用に関する意見をもとにホーム画面や投稿内容を改善した。(ホームページ・SNSへのリンク一覧追加、トップ画像へのタイトル挿入、写真枚数の増加、イベント詳細情報の充実など)	改善	投稿材料の募集から投稿作業までのフローを作成するなど事務の効率化を検討する。 イメージキャラクターも上手く活用しながら、町の情報発信を行う。	閲覧者のニーズの把握に努め、質の高い情報発信を行う。	継続実施
7	経営感覚のある行政運営	広報誌発行事業	秘書広報課	行政運営における透明性を確保するとともに、幅広い行政情報を町民に的確にわかりやすく伝えるため。	行政情報、地域情報、関係機関・団体および町民からの情報をわかりやすく正確に伝えるため、月1回広報誌を発行し、自治会を通じて各世帯に配布するとともに、公共施設や他自治体などへも配布する。また、町民がいつでも、どこでも広報誌を閲覧できるよう町ホームページやスマホアプリ、外部サイトにも広報ながよデータを掲載する。	情報掲載の可否判断の精度を高めるとともに、全体平均ページ数を抑えるために固定枠の削減を行った。Instagramを活用したフォトグランプリ応募作品を誌面で紹介し、町民の広報誌や行政施策への興味・関心を高めるよう努めた。	改善	特集などのテーマ設定や内容の充実を図り、デザイン・レイアウトなどは広報セミナー等で担当者の編集スキルアップを図りながら紙面の完成・充実度を高める。 また広報に対する意見をアンケートで募集し、広報誌の改善に努める。	特集などのテーマ設定や内容の充実を図り、デザイン・レイアウトなどは広報セミナー等で担当者の編集スキルアップを図りながら紙面の完成・充実度を高める。 また広報に対する意見をアンケートで募集し、広報誌の改善に取り組む。	継続実施
8	経営感覚のある行政運営	ホームページ運営事業	秘書広報課	ホームページを活用した情報発信によって、行政運営における透明性を確保するとともに、幅広い行政情報を町民に的確にわかりやすく伝えるため。	ホームページを活用し、豊富な行政情報を迅速に発信する。 ホームページからのお問合せなどは、随時受け付けており、返信できる連絡先の記載があれば担当課から回答している。 なお、連絡先の記載がない場合は、担当課に内容の伝達のみを行っている。	長与の結婚・子育て応援サイトのトップページに「各種行事申込等」のボタンを追加し、子どもの発達段階に応じた見出しを設定し、参加したい講座等のページを見つけやすくした。	改善	掲載の必要性が低いまたは削除すべき記事の削除、分かりにくい表現やレイアウトの記事などがいないかの確認および修正作業を行う。ホームページ管理システムの操作研修を実施する。	掲載の必要性が低いまたは削除すべき記事の削除、分かりにくい表現やレイアウトの記事などがいないかの確認および修正作業を行う。ホームページ管理システムの操作研修を実施する。	継続実施
9	経営感覚のある行政運営	広聴事業	秘書広報課	町長との直接対話を通して、町政をもっと身近に感じていただき、町民の声を積極的に町政に取り入れるため。 「対話の町政」「開かれた町政」並びに「町民と行政との協働のまちづくり」を推進するため。 町民の安全安心な暮らしを守るため、町民目線による陳情・要望などを受けて行政運営に反映させるため。	町内の各種団体やグループからの申込みに応じ、ほっとミーティングを開催する。 まちづくりに関する町民の意見・提案を募集し、町内の公共施設に設置した、『まちづくり提案箱』にまちづくり提案書を投函していただく。投函されたまちづくり提案書については、回答書を作成し、個別に回答する。 まちづくり提案箱設置場所<役場、長与町公民館、上長与地区公民館、ふれあいセンター、長与北部地区多目的研修集会施設、長与南交流センター>	特になし	継続実施	提案書をWEBで投函できるようにホームページに申込フォームを作成する。ほっとミーティング、まちづくり提案箱について、広報やホームページで周知を図り、町民から多くの意見を聴取する。	ほっとミーティング、まちづくり提案箱について、広報やホームページで周知を図り、町民から多くの意見を聴取する。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
10	経営感覚のある行政運営	人材育成事業	総務課	職員の質の向上による住民サービスの向上。 職員のモチベーションの高揚。職員の資質向上と能力開発を行い、より質の高い人材を育成。	町民視点で考え、地域課題に対して積極的に行動できる職員を育成するため、業務に必要なノウハウの習得、各役職に必要なマネジメント力を身に着けるための研修を実施する。また、幅広い視野を持つ人材を育成するために人事異動を行うとともに、適正な人事評価を行うことで職員のモチベーションや組織パフォーマンスの向上を図る。	職員研修においては、WEBでの研修や全職員向けの研修（DX推進研修等）を実施することができたため、昨年度と同様の受講回数を提供することができた。 また、連携市町との研修に参加するなど、より多くの研修機会の提供を図った。 人事評価においても、職員資質の向上による住民サービスの向上や適正な評価による職員のモチベーションを高めるため、「意欲・態度評価」「能力評価」「業績評価」による評価を実施し、制度理解の定着を図るための新規採用職員向け研修や評価のばらつきを解消するための管理職向け研修を昨年度に引き続き実施した。	継続実施	研修事業については引き続き職員に対して受講機会の提供を継続し、研修の充実を図る。 人事評価においては、引き続き研修を実施し、公平な評価制度の構築及び制度理解の定着を図る。	研修事業については引き続き職員に対して受講機会の提供を継続し、研修の充実を図る。 人事評価においては、引き続き研修を実施し、公平な評価制度の構築及び制度理解の定着を図る。	継続実施
11	経営感覚のある行政運営	文書管理推進事業	総務課	ICTの進展に伴う行政手続のデジタル化に対応可能な文書分類及び体制づくりを行い、電子行政文書主体の文書事務を推進することで、効率的で効果的な情報活用のための文書管理を行う。	執務室及び書庫の環境改善（文書の占有床面積の削減、組織共用の文書・物品等の適正な管理）。 文書分類（及びファイルサーバのフォルダ階層）の作成のための研修等の実施。 文書情報の統一的なデータベースである「ファイル基準表」の作成並びにその評価による電子媒体可能文書の検出及び電子化促進。 年度末における行政文書ファイルの確認及び書庫（電子書庫含む。）への引継ぎ事務の主導による、書庫の集中管理の実施。	文書管理システムの全庁本格運用を開始し、システム整備を実施した。 簿冊式整理法の団体はシステム導入後の紙媒体管理回帰率が高い中、分類方法の変更及びファイル当たりの枚数制限を行うことで、電子供覧・決裁率81%を達成した。	拡充	電子行政文書の管理に適した文書分類、ライフサイクル管理の手法等を検討する。 電子行政文書の管理を想定した規程等の整備を行う。 書庫の整理その他の適切な書庫管理の方策を検討する。	文書管理システムによる行政文書のデータベース化を推進し、制度実施状況の定期的な検査を実施する。 電子媒体管理を原則とした公文書管理に関する全庁的な認識の共有を図り、新規採用職員等への文書管理研修を実施する。 執務室や書庫の管理を継続的にを行い、行政文書の適切な保存、廃棄等のライフサイクル管理に取り組む。	拡充
12	経営感覚のある行政運営	広域行政事業	政策企画課	結びつきの強い近隣自治体が、行政区域を越えた都市圏を構築することで、財源や地域資源を活用し、地域経済の活性化・持続可能な地域社会の構築を目的とする。	連携中枢都市圏構想 長崎市・時津町と協定に基づき、相互の資源を活用した連携を推進しており、毎年、進捗確認及び新規事業の掘り起こしを行っている。  大村湾を中核とした近隣市町との連携 県や沿岸市町と相互の資源を活用した連携を推進しており、現在は長崎県サイクルツーリズムなどに取り組んでいる。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
13	効率的な財政運営	総合計画進行管理事業	政策企画課	総合計画に掲載する各施策の進捗状況を管理し、「まちの将来像」・「目指す姿」の実現を図る。	各課の自己評価による定性評価及びKPIを用いた定量評価を組み合わせ、各施策の評価を行っている。 施策の実現は、施策の実行手段である各事務事業の適切な実施、積み重ねにより実現されることから、事務事業評価と一体的に実施している。 また評価結果を公表することにより、総合計画の進捗状況について町民に周知している。	より効果的な評価に繋げるため、職員向けに評価の目的や視点について再確認を行ってもらう研修資料を作成し、グループウェア掲示板を通じて周知を行った。	改善	総合計画に記載されている取組みの進捗状況がより確認しやすいものとなるよう、評価シートや外部組織に提示する評価資料の見直しを行う。	次期（第11次）総合計画の策定に向けて町民意識調査を実施するとともに、他自治体の計画や評価事例などを参考に、計画に記載する取組み・目標や評価の在り方を検討しながら総合計画の策定に取り組む。	継続実施
14	効率的な財政運営	事務事業評価事業	政策企画課	評価対象事業について、前年度の実施状況や指標の達成状況等を自己評価し、業務改善案の検討、次期予算編成等に反映させることを目的としている。	事務事業は施策の実現に帰結することから、施策評価と一体的に実施し、職員の意識啓発を行っている。 また評価結果を公表することにより、各事業の取組状況について町民に周知している。	より効果的な評価に繋げるため、職員向けに評価の目的や視点について再確認を行ってもらう研修資料を作成し、グループウェア掲示板を通じて周知を行った。	改善	事業改善という視点での課題や方針を明確にするため、評価シートの見直しを行う。	改善したシートの修正、マニュアルの改善を行いつつ、次期（第11次）総合計画に沿った評価方法の見直しの検討を行う。	継続実施
15	効率的な財政運営	納付環境整備	税務課	ライフスタイルにあわせて納付方法を選択できるよう、納付環境の整備をし、町税の安定確保を図る。	1.納税通知書発送時に啓発チラシを同封。 2.納付書裏面及びホームページに納付場所及び納付方法を掲載。 3.各税目ごとの納付月に発行する広報誌に期限内納付の啓発記事を掲載。 4.口座振替登録者が亡くなられた場合の納付書発送時及び口座振替不納理由が取引無しの方へ口座振替申込書を同封。	令和5年度からの共通納税の拡大対象税目である固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)に加え、それ以外の税目(個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税)についても、令和5年度から導入するため、統一規格のQRコード付した納付書等の作成や納付のデータ環境整備を行った。	改善	令和5年度から共通納税におけるQRコード決済等が開始されるため、納税通知書同封のお知らせやホームページ等で周知を図る。口座振替納付についても併せて周知拡大の広報を行う。	納付方法ごとの件数分析を行い、共通納税で拡大された納付方法のさらなる周知を行う。口座振替納付についても併せて周知拡大の広報を行う。 事業の効果検証を行い、制度の利用者の拡大と事業効果の収集を行う。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
16	効率的な財政運営	収納推進対策事業	収納推進課	町税等収入確保のため。	<p>納付催告に応じない者に差押を実施した（人数177人 差押額67,511,238円 換価額14,995,635円）。</p> <p>過去に滞納歴がある者には督促状発送後、迅速に滞納整理ができるよう事前に準備を進めるなど、スピード感を持って滞納整理を行った。</p> <p>一般税（町民税・固定資産税・軽自動車税等）の徴収率は、現年度99.65%、過年度24.19%と前年度と比較すると下回る厳しい結果となったが、現・過年度の合計収納率においては、98.67%と過去最高の徴収率を記録した。</p>	<p>「取る」「待つ」「落とす」の判断を迅速に行うため、その基準を明確化するとともに、全体共有及び総点検を行った。また、納付困難と判断した滞納者であっても、単に猶予や執行停止等の滞納処分を行うだけでなく、各種制度の活用や課税内容の適正化などを講ずることで、滞納者の生活再建を目指した。</p>	継続実施	<p>令和5年度導入の預貯金調査システム「ピピットリンク」を駆使しての預貯金差押・収入減少の申し出による反面調査・失業者の就職状況の確認・分納不履行者の緊急差押などに活用し、迅速な債権回収に努める。</p> <p>また、税目拡大した共通納税システムにおける多様な支払方法の周知に努め、自主納付に繋げる。</p>	<p>現年度重視の滞納整理を行うことはもちろんのこと、滞納繰越額の圧縮を図り、納付資力に応じた納付指導を行う。また、生活再建型滞納整理を推進することで、滞納の根本的解決を促す。</p> <p>中長期的には現年度・過年度の収納率が横ばいになっていくことが予想される。また、差押等では、換価額も減っていき、本当に納付資力の無い方だけが残っていくことが予想される。そのため、生活再建型滞納整理の継続と福祉課や社会福祉協議会への案内を強化していくことに努める。</p>	継続実施
17	効率的な財政運営	ふるさと長与応援寄附金事業	産業振興課	自主財源確保及び本町のPRのため。	<p>ふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品の掲載デザイン、受発注、問い合わせ対応等の部分については業務委託にて実施。</p> <p>西そのぎ商工会及び委託事業者との情報共有により、返礼品の掘り起こしを行う。</p> <p>効果的なPRを行うことにより、寄付額の増加に努める。</p>	<p>返礼品の種類を増加させた。実績：令和4年度 481件（令和3年度328件）</p> <p>令和4年8月より、ふるさと納税ポータルサイトを1つ追加した。</p> <p>ふるさと納税ポータルサイトへの広告掲載を実施した。</p>	拡充	<p>ふるさと納税ポータルサイト等への広告掲載およびワンストップ申請のオンライン化を実施予定。</p>	<p>ふるさと納税ポータルサイト等への広告掲載を実施予定。その効果を見極めながら、より効果的な広告方法を検討・実施していく。</p>	拡充
18	効率的な財政運営	町営駐車場管理事務	契約管財課	<p>嬉里駐車場は、町及び長与町社会福祉協議会が区分所有する複合施設の地下に位置し、近隣商店街の利用客による路上駐車への対策として、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を目的としている。</p> <p>吉無田駐車場は、JR長与駅利用者や近隣住民による路上駐車への対策及びパークアンドライドの推進を目的としている。</p>	<p>【嬉里駐車場】収容台数53台のうち、普通使用（時間駐車）に18台、定期使用（月極駐車）に35台を割り当てている。</p> <p>【吉無田駐車場】収容台数は34台、全て定期使用（月極駐車）である。</p>	<p>駐車場事業の経理の適正化について、調査研究を行い、特別会計で行う特定の事業では無く、町が行う事業のひとつとして運営することとなった。令和5年3月31日をもって、長与町駐車場事業特別会計を廃止し、一般会計により管理を行うようにした。</p>	改善	<p>嬉里駐車場の料金精算方法等について、無人化のスキルを持った民間企業に聞き取りを行い具体的な検討を進めていく。</p>	<p>嬉里駐車場の今後のあり方について検討を行い、無人精算の方針を固めていく。</p>	改善

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
19	効率的な財政運営	普通財産管理事務	契約管財課	財産の適切な維持管理を行い、利活用されていない土地等の売払いや貸し出し等の使用料収入による公的資産の有効活用と自主財源の確保を図る。	町有地の管理、利活用されていない町有地の売却や有効利用を行う。	特になし	継続実施	定期的に実施している草刈り対象地について、全体見直しを再度行い、一括発注を図り、トータルコストの縮減を行う。	町有地の売却や有効利用による自主財源の確保に努める。	継続実施
20	効率的な財政運営	庁舎管理事務	契約管財課	役場庁舎及び役場構内における秩序の維持及び施設等の保全管理に万全を期すことにより、公務の正常な運営を確保すること。	長与町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に維持管理・改修、更新を行う。	庁舎照明のLED化については、器具を含めた交換と階層ごとにリース事業として行うことで、トータルコストの縮減と費用の平準化を図った。 ゼロカーボンシティー実現に向けた温室効果ガスの排出量抑制のため、EV車両（軽自動車1台）の導入を行った。	改善	光熱水費について契約形態及び仕様の適正化によるトータルコストの縮減を図る。 長期的視点による施設及び設備の適切な維持管理、長寿命化によるトータルコストの縮減を図る。	照明のLED化について、導入に向けた準備を行う。 リースの更新に合わせ電気自動車導入を検討するが、価格面、インフラ面を踏まえた計画的な導入を研究する。 その他公共施設等個別施設計画に基づき、施設の老朽化対策を実施していく。また、長期的な視点による老朽化対策と適切な維持管理・修繕によるトータルコストの縮減や平準化を図る。	拡充
21	効率的な財政運営	公共施設等総合管理計画事業	政策企画課	財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設の計画的な更新・改修・統廃合を行う「公共施設マネジメント」を推進する。	長与町公共施設等総合管理計画に定める本町の公共施設管理に関する基本的な方針・考え方や、個別施設計画に定めるスケジュールに基づき、計画的な施設の修繕・更新を行う。	個別施設計画について、新図書館等複合施設の整備に関する方針の追加など直近の実情に合わせて内容の一部改訂を行った。また長与駅のコミュニティホール、南交流センターの長寿命化事業を計画に位置付けたことで、起債の活用が可能となった。	改善	引き続き、公共施設の包括管理委託の可能性など、全庁的な公共施設のマネジメントについての研究を進める。	計画策定から5年の経過に際し、劣化状況調査等を基に個別施設計画の見直しを行う。 引き続き、各施設所管部署との調整を行うとともに、検討推進委員会での議論を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を見直ししながら、新たな手法も含めて効果的な公共施設のマネジメントを進めていく。	改善
22	効率的な財政運営	新図書館等複合施設整備事業	政策企画課	建物の老朽化が進んでいる現町立図書館と健康センターの建て替えにあたって、新たに両機能を併せ持つ複合施設を整備する。	令和9年4月の開館を目指し、新図書館等複合施設整備基本計画の策定、設計業務、建設工事等の整備の各段階における必要業務を行う。	令和9年の開館に向け、庁舎内体制を整備し、新図書館等複合施設整備基本計画の策定、設計プロポーザルを実施した。	拡充	設計業務（令和5年～令和6年）を開始し、庁内各課および関係者との調整、町民への意見聴取を行いながら効果的な設計を実施する。一般会計により土地開発基金から建設用地を購入する。	設計業務を完了し、建設工事（令和6年～令和8年）を開始する。令和8年中旬に建設工事を完了し、令和9年4月の開館に向けて、備品の整備、現施設からの引っ越しの他、開館準備を行う。	拡充

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
25	乳幼児教育・保育の充実	私立幼稚園預かり保育促進事業	こども政策課	保育を必要とする理由に該当し預かり保育を利用している、幼児教育・保育の無償化の対象とならない町民税課税世帯の満3歳児の保護者に対して、保護者が負担する幼稚園・認定こども園の預かり保育料の一部を補助することにより、負担軽減を図る。	申請時期・回数：年2回（前期（4～9月）：10月ごろ・後期（10月～3月）：4月ごろ） 補助額：1月当たりの預かり保育利用料の3分の1に相当する額(3,000円を超えるときは3,000円)	事業の継続・終了について検討を行い、補助対象児童数の減少や町内保育施設の待機児童解消により、令和4年度をもって事業を終了。 また、事業終了については各施設や保護者へ事前に周知を行った。	終了	終了	終了	終了
26	乳幼児教育・保育の充実	乳幼児教育事業	生涯学習課	家庭や地域での教育力の充実を目指し、望ましい親子のふれあいや愛着形成に関する知識を深める。	3～4ヶ月児健診時にボランティアスタッフによる絵本の読み聞かせとともに絵本を2冊プレゼントするブックスタート事業の実施。 町内の幼稚園及び保育園等へ家庭教育学級の開設を依頼し、講師謝礼を助成（家庭教育学級2回、ファミリープログラム1回）。 乳幼児と保護者を対象とした乳幼児講座の開催。	家庭教育学級開設依頼文書に、ファミリープログラムやメディア安全指導についてのわかりやすい資料を添付し送付した。乳幼児と保護者を対象とした「親子教室」「乳幼児講座」については、こども政策課の子育て支援事業の充実により需要が少なくなったため、子ども政策課と協議し、事業の整理を行った。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
27	学校教育の充実	教育内容の充実	学校教育課	基礎学力の確実な定着を目指し、児童生徒一人一人の能力や実態に応じたきめ細かな教育を推進する。また、子供の学びの習慣化を目指し、「ながよ検定」の充実を図るとともに、学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びを推進する。	・一人一人の能力や実態に応じたきめ細かな教育：「わかる授業」を実践するための少人数指導、TT（ティームティーチング）によるきめ細かな教育の推進。 ・主体的・対話的で深い学びの推進：「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業の実施。	・基礎学力の定着と児童生徒一人一人の能力や実態に応じたきめ細かな教育の推進のためのAIドリルの実証実験。 ・実験後のアンケート調査により児童生徒の学習状況の把握が随時できること、個別学習にも効果的であるということから、R5年度から受益者負担での導入を決定。 ・Wi-Fi環境未整備世帯への支援も教育総務課主導で進められたため、AIドリルの活用が定着。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
28	学校教育の充実	ながよ検定	学校教育課	ながよ検定の充実：基礎学力の向上に向けた、町独自の検定テキストによる「漢字」、「計算」、「英語」の検定の実施による基礎学力の定着を図る。	・1年間で数回の検定を実施。 ・テキスト編集・問題作成委員会を年に3回行い、町独自のテキスト、検定問題を作成。検定問題にチャレンジし、目標を持って学習することで基礎学力の育成と進んで学ぶ姿勢の育成。 ・小学校3年生以上のテキストのデジタル化。 ・結果の分析を行い、基礎学力の定着ができていないかを数値化し、きめ細かな教育に繋げる。	・児童生徒がいつでもどこでも利用できるように、デジタル化したテキストをクラウド上で共有。 ・紙媒体で配布、活用していた予想問題をデジタル化し、学校のHP等に掲載することによるペーパーレスの取組。	改善	児童での使用ができるようにマニュアルを改善したり、児童側への利用の理解を求めている。	オンラインの学習システム等を利用して採点業務、成績管理等の業務の軽減を図る。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
29	学校教育の充実	特別支援教育の充実	学校教育課	特別な教育的配慮を必要とする児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな教育の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の設置（全小中学校）</li> <li>・通級指導教室の開設（全小中学校）</li> <li>・特別支援教育支援員の配置（全小中学校）</li> <li>・校内支援体制の整備充実（個別の教育支援計画・指導計画の作成、校内支援委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの設置、スクールソーシャルワーカー（SSW）の定期的な学校訪問、関係機関との連携 等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よりきめ細やかな教育の実践に向けた小中学校で使用する個別の教育支援計画の改定。</li> <li>・配慮の必要な児童生徒の保護者・家庭への支援等の充実のためにSSWの配置形式の変更。（訪問型→巡回型）</li> </ul>	改善	個別の配慮を要する児童生徒のための校内支援体制の一層の整備充実を図る。発達障害等の理解とその対応について学校の全教職員に向けた研修会を開催する。	個別の配慮を要する児童生徒のための校内支援体制の一層の整備充実を図る。発達障害等の理解とその対応について学校の全教職員に向けた研修会を開催する。	継続実施
30	学校教育の充実	心の問題への対応	学校教育課	いじめや不登校などの心の問題に対し、相談・支援の充実に努め、家庭や地域と一体となった支援体制の構築を図るため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課への学校教育相談員の配置（長与町子どもホットラインによる相談、各学校の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携）</li> <li>・適応指導教室「いぶき」の設置（不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた適応指導、基礎学力の定着を目指した補充指導、基本的な生活習慣の定着に向けた支援及び指導）</li> <li>・小学校：「子どもと親の相談員」、中学校：「心の教室相談員」の配置（児童生徒や保護者に向けた相談の実施）</li> <li>・心の教育の充実（「道徳科」の授業の充実）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒の受け皿となる施設との連携強化のための県及び長崎市主催のフリースクール等連携協議会へ参加し、連携強化を図った。</li> <li>・スクールカウンセラーによる研修会の開催。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの一層の活用について理解が深まり、児童生徒及び保護者との面談を実施される回数が増加した。</li> </ul>	改善	「確かな一歩推進事業」を実施。（野外炊飯、陶芸制作活動、ウォークラリーを実施する。） その他継続実施。	「確かな一歩推進事業」を実施。（野外炊飯、陶芸制作活動、ウォークラリーを実施する。） その他継続実施。	継続実施
31	学校教育の充実	学校給食の充実	学校教育課	栄養バランスの取れた豊かで安全な学校給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進を図る。 また、食育により食に関する正しい知識と食週間を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な給食の提供 新鮮な食材を使用する安全な給食の提供と、食物アレルギーを有する子どもへの対応について配慮する。</li> <li>・給食物資の安定供給 コロナ禍で一部価格高騰した物資もあるが、安定した物資の提供ができるよう、献立の見直し等を含め検討。</li> <li>・地産地消・食育の推進 地元の新鮮な野菜を可能な限り納入できるよう地産地消週間を中心に推進する。また、みっくんファミリー中のみかんや郷土料理の提供を行う。</li> <li>・学校における食育栄養教諭による食育授業の実施 栄養教諭による食育に関する情報の提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費の公会計化に関する準備を進め、条例・規則の制定やシステム管理に係る準備、検討を行った。</li> </ul>	改善	安心安全な給食提供ができるように情報共有及び献立等の工夫を行う。また、食育についても栄養教諭の指導のもと推進する。	安心安全な給食提供ができるように情報共有及び献立等の工夫を行う。また、食育についても栄養教諭の指導のもと推進する。	継続実施



令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
32	学校教育の充実	英語推進事業	学校教育課	国際化に対応した教育の充実のため、ALT等を活用し、国際理解教育及び英語教育の充実を図る。	・外国語指導助手（ALT）の活用 ・長与町英語による国際コミュニケーション活動（NICE）を実施	・長崎県イングリッシュ・パフォーマンスコンテストへの町代表選考会について小学校の部新設と県大会初出場。	改善	引き続き中学校の英語科でもコミュニケーション能力の育成を目指し、英語指導助手を活用した授業を行う。また、ながよ検定（英語）も継続実施する。 小学校においても全学校に英語専科指導教員を配置し、外国語科の充実を図る。長崎県イングリッシュ・パフォーマンスコンテストへの町代表選考会について小学校の部を継続開催する。審査員としてALTも参加する。 R4年度に新型コロナウイルス感染症の影響でNICEは開催中止したが、R5年度は規模縮小等工夫をして実施をする。	継続実施	継続実施
33	学校教育の充実	地域人材を活用した学校教育の推進	学校教育課	学校と保護者、地域とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを目指す。	・学校便りの発行やHPの更新をとおして家庭・地域への情報提供を行い、連携を図る。 ・学校公開を感染防止に努めながら可能な限り実施し、保護者や地域の方との連携を図る。 ・地域の方を外部講師として招いたり、校外学習として地域に出かけたりするなど、交流授業を行うことで児童生徒の学びを深める。	地域の方との交流授業の機会を確保することや、ふるさとキャリア教育に結び付けることを目指し、学校と地域との連携を進めた。	改善	地域に根差した活動が推進しやすくなるようなネットワークを構築する。	地域に根差した活動が推進しやすくなるようなネットワークを構築する。	継続実施
34	学校教育の充実	学校施設等改修事業	教育総務課	本町の学校施設の約6割が昭和40年代から昭和50年代に建築された施設であり、老朽化対策が課題となっている。そこで、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保するもの。	老朽化対策として、校舎及び体育館の外壁及び屋上防水の改修工事を実施。 その他、施設整備における質的向上として、普通教室へのLED整備、トイレの洋式化を実施。	老朽化対策として、洗切小学校給水設備改修工事・高田小学校校舎整備工事（外壁改修、部分的な屋上防水）を実施した。 その他、小中学校の音楽室へ空調設備の設置を、長与北小学校・長与南小学校、高田中学校の普通教室へLED整備を、洗切小学校、長与北小学校、長与中学校、高田中学校でトイレの洋式化を図った。	拡充	継続実施	公共施設の個別施設計画の見直しに合わせて学校施設の長寿命化計画の見直しを実施。管理の一元化による老朽化状況の横断的把握と、それによる各施設の整備箇所の計画的な改修を目指す。	拡充

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
35	学校教育の充実	学校教材整備事業	教育総務課	ICT教育により、情報化社会に対応できる人材育成を図るための教育環境整備。	ICT教育、GIGAスクール構想の実現のため、タブレット端末や大型提示装置、通信に必要な機器の調達、校内通信網の整備を行う。	複数のA Iドリルをモニターにより導入し、それぞれの学力に応じた演習問題に取り組み、効果を比較・検証すると同時に、次年度からの導入についての方向性を模索した。次年度からは、小学校では受益者負担による導入となり、中学校については、令和4年度に実施できなかったドリルを試すため、引き続きモニターを予定。 小・中学校に電子黒板を導入し（132台）、授業での資料等の情報共有がより効果的にできるようになった。 インターネット環境が整備されていない家庭にモバイルルーターを無償貸与した。就学援助世帯については、1人につき毎月5GB使用可能なデータ専用SIMカードを、ルーターにセットして貸与し、経済的負担軽減策を講じた。	拡充	継続実施	小中学校の全児童生徒用タブレット（3,600台）の更新に向けた支援方を検討する。令和7年度の上半期には、次年度のタブレット更新についての方針を決定し、予算を具体化する。	拡充
36	学校教育の充実	教職員の資質の向上	学校教育課	教職員の資質向上を図るため、情報活用能力向上研修や、危機管理を学ぶリスクマネジメントに関する研修会、未来の教育に関する研修会を開催する。	・町主催の教職員研修会を実施する。 ・外部講師を招聘した学校での教職員研修を実施する。 ・指導主事から学校訪問による指導助言を行う。	コロナ感染拡大防止対策をしっかりと行いながら、指導助言や学校支援のために、学校を訪問する回数が増えた。また、町教育委員会主催の研修会がコロナにより一部開催のできなかった部会もあったが、ICT部会やGIGA関係の研修会については継続的に実施した。	改善	研究指定校やプログラミング学習の支援などは、直接学校に訪問し、指導する。	研究指定校やプログラミング学習の支援などは、直接学校に訪問し、指導する。	継続実施
37	青少年の健全育成	青少年の健全育成事業	生涯学習課	次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、様々な体験、交流活動の機会を提供し、参加を促すことで社会性を培う。	青少年の健全育成活動の実施（夜間パトロール、立入調査等）および青少年健全育成事業「町民のつどい」の開催。 地域子ども教室推進事業（土曜学習推進事業）として、4施設（勤労青少年ホーム・多目的研修集会施設・上長与地区公民館・高田地区公民館）で地域子ども教室を開催。 各団体への補助金交付（町子連、青少年育成連絡協議会、日本ボーイスカウト長崎第10団、PTA連合会、町立小中学校PTA、青少年研修）	「町民のつどい」はコロナ禍で中止となったが、「家庭の日・人権作文標語コンクール」を実施し、作文集を全児童生徒、関係者へ配付した。家庭教育学級の普及促進については、各小中学校を訪問し、事業の説明および冊子の配付を行った。社会教育推進指導員主催講座として「水辺の安全教室」や「夏野菜を収穫しよう」など体験型の講座を開催した。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
38	生涯学習の推進	生涯学習推進事業	生涯学習課	町民のために社会教育を推進する拠点施設として公民館施設等を設置し、町民が「つどう」、「まなぶ」、「むすぶ」ことを促し、人づくり、地域づくりに貢献する。	町立公民館（長与・高田・上長与）及び公民館等施設（多目的研修集会施設・勤労青少年ホーム・働く婦人の家）の6館で主催講座を開催。 町立公民館等施設において、高齢者を対象とした講座や小学生を対象に夏休みに受講できる短期講座を各種開催し、広報誌やホームページ等により情報発信。 主催講座や自主グループの成果披露の場として公民館まつりを開催。	公民館まつりはコロナ禍により開催できなかったが、作品の展示会を公民館や役場ロビーで行うなどコロナ禍でもできることに取り組んだ。公民館で開催する講座は、申込書と官製はがきを窓口へ提出し申込み方法であるため、電子申請ができるよう申込方法の検討や準備を行った。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
39	生涯学習の推進	公民館等管理運営事業	生涯学習課	快適に活動したりできる場所を提供するために、適切な維持管理に努める。	当初予算に従い、計画的に施設維持管理のための工事を行う。 また、定期点検の確実な実施により、不備報告箇所については利用者の安全や利便性を考慮した必要な修繕を行う。 建物の適切な管理によって、利用者の利便性を向上させ、利用者数の増加を図る。	長寿命化のため個別施設管理計画に基づき、多目的研修集会施設の屋根防水工事についての設計業務委託を行った。	改善	多目的研修集会施設屋根防水工事の実施。	老朽化による緊急的な整備に対応する。また個別施設計画に基づき各施設（上長与地区公民館、働く婦人の家等）の改修工事を行っていく。	拡充
40	生涯学習の推進	学社融合事業	生涯学習課	学校教育及び社会教育を含めた地域全体の教育力を活性化させるため、子どもたちに多様な学習や体験の機会を創出する。 学校だけでは成し得ない学びを支える様々な体験活動の機会を提供することによって、子どもたちの地域への愛着や、地域の方への信頼感を培う。	町内8つの小中学校において、地域の方と連携・協力した各種体験活動（車椅子体験やアイマスク体験などの福祉学習、高田道ノ尾獅子舞、米作り、芋ほり、町探検、ふるさと学習、国際交流学習、梅干しづくり等）を実施。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
41	生涯学習の推進	社会教育活動事業	生涯学習課	リーダーの養成や研修活動などを支援し、社会教育関係団体の育成に努める。また、指導者ネットワークを構築し、各種団体の活性化を推進する。	家庭の教育力の向上を目指し「家庭教育10か条」を推進し、小中学校において家庭教育学級の開催支援。 各種研修活動等の開催支援。 各種団体の指導者間のネットワークの構築。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
42	生涯スポーツの推進	部活動の地域移行	学校教育課	中学校等の部活動を取り巻く状況の変化に伴い、長与町では、少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代のスポーツ・文化活動を、学校と地域とが協力・連携し、休日の部活動を学校から地域へ移行する。	休日に長与町内の中学生が参加できる「地域スポーツ活動」を実施する。長与町で唯一の総合型地域スポーツクラブである、特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブへ、活動の運営の一部を委託し、卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道の運動種目を定期的実施する。	令和5年度から令和7年度までの改革推進期間の休日の運動部活動すべてを廃止し、地域スポーツ活動として実施していくための方針を策定した。	拡充	受け皿である長与スポーツクラブの運営基盤強化を図るとともに、企業版ふるさと納税や企業等からの寄付など多様な財源の確保に向けた取組について検討を行う。	「地域スポーツ活動」を持続可能な活動としていくための、財源を確保し、令和8年度以降の地域スポーツ活動の受け皿への支援整備を行っていく。	継続実施
43	生涯スポーツの推進	スポーツ大会・教室の充実及び参加促進	生涯学習課	町民の健康増進と親睦融和を目的として、スポーツに関するイベント等を企画、実践し、あわせてスポーツの普及・振興を図る。	町民ソフトボール大会の開催。 町民体育祭の開催。 町民体育館での体育館講座の開催。 町内5つの小学校のスポーツ教室の実施。 スポーツ推進委員によるエンジョイスportsの実施。 SUP等、大村湾を活かした海洋スポーツの推進に資する事業の実施。 プロスポーツチーム（V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ）との連携事業の実施。	町民体育祭は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、他のスポーツイベント、講座については、その時々状況にあわせた感染対策を行い、規模縮小や参加者数に制限をかけながらも、開催することができた。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
44	生涯スポーツの推進	スポーツ団体・指導者の育成	生涯学習課	スポーツ団体の活動・組織強化の支援及びスポーツ指導者の発掘と育成を図る。	長与町スポーツ協会（22単位協会）に対する運営補助金の交付と活動支援。 県代表として全国大会等へ出場する選手及び郡代表として県民体育大会へ出場する選手等に対する補助金の交付。 地域スポーツ活動の受皿の担い手となる、NPO法人「総合型スポーツクラブ 長与SC」の連携強化と活動支援。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
45	生涯スポーツの推進	スポーツ施設の充実と有効活用	生涯学習課	スポーツ環境を充実させ、町民のスポーツ振興を図る。	スポーツ施設の維持管理及び老朽化に伴う施設整備。 スポーツ施設の予約管理。	令和4年4月1日からの新スポーツ予約管理システムの導入により施設予約のオンライン化と使用料の口座振替納付が可能となり、利用者は従来の紙媒体の書類提出による予約申請や使用料の納付のために役場窓口に来庁する必要がなくなった。	改善	継続実施	公共施設等個別施設計画に基づくスポーツ施設の老朽化対策の実施（武道館、町民体育館等）。 公園長寿命化計画に基づく長与総合公園、天満宮公園のスポーツ照明のLED化、遊具の更新等。	拡充

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
46	文化・芸術の振興	文化財保護事業	生涯学習課	文化財保護およびその活用により、新たな文化の創造とまちづくりと人づくりに努める。	約5年に1度、郷土芸能大会を実施。 遺跡めぐり研修会、歴史講座の実施。 長与三彩関連遺構発掘調査の実施及び調査報告書の作成。 長与皿山窯跡、寺屋敷五輪の塔の剪定・草刈りの実施。 ホルトノキの剪定・活力剤投与の実施。	長与三彩関連遺構発掘調査の第2期調査に向け、長与三彩窯跡地内の居宅解体工事に係る設計業務、建物解体工事を実施した。 第9回郷土芸能大会に向け、郷土芸能保存会代表者会議を実施し、協議を行った。	拡充	約5年に一度開催している郷土芸能大会の実施。 その他、継続実施。	継続実施。 第2期長与三彩関連遺構発掘調査を実施する。 長与三彩関連遺構発掘調査の報告書を作成する。 発掘調査の成果を以て、文化財保存活用計画の策定に向け、協議会発足の準備を始める。	継続実施
47	文化・芸術の振興	文化施設管理事業	生涯学習課	町の文化施設である町民文化ホール及び陶芸の館の適正な維持管理を図る。	町民文化ホール及び陶芸の館の適正な維持管理の実施。	特になし	継続実施	引き続き、町民文化ホールの照明機器のLED化・空調設備の更新を視野に入れ、方法・時期等について検討する。	町民文化ホールの照明機器のLED化の方法を決定し、LED化に向けた設計業務を実施する。 空調設備の更新については、引き続き方法・時期等について検討する。	拡充
48	文化・芸術の振興	文化芸術振興事業	生涯学習課	町民主体による文化活動の振興を図る。文化・芸術団体の育成を図りつつ、多様な文化活動や各種教室等の開催を支援する。また、文化ホールにて優れた文化・芸術を鑑賞する事業を実施する。	平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業の実施。 長与町文化協会への補助の実施及び支援。 文化大会出場補助金の周知の推進と補助の実施。	平和コンサートinながよVol.23、第59回町民文化祭、「祈り～幻に長崎を想う刻～」高島礼子トークショー付き特別上映会を実施した。 町文化協会創立45周年記念事業「月亭方正独演会」(共催事業)を実施し、経費を按分し負担した。 町文化協会への補助の実施、文化大会出場者への周知の推進と補助の実施を行った。	拡充	継続実施。 国民文化祭実行委員会設置の検討。	継続実施。 国民文化祭関連事業の検討及び実施。	継続実施
49	文化・芸術の振興	図書館運営事業	生涯学習課	町民の教育と文化の発展のため、生涯学習の拠点として図書館資料の収集・整備及び保存を行い、生涯学習の場を提供する。また、電子図書館の充実に努める。	情報拠点として、資料の収集・整備・保存と迅速な提供、多様な学習機会の提供、情報発信の強化。 地域の文化やまちづくりを支援するため、地域の課題解決に関する資料や郷土資料の収集・整備・保存に努める。 「ながよ電子図書館」の利用啓発による利用登録者数及び貸出点数の増加を図る。	図書館まつりの一環としてヨシタケンスケ氏パネル展を開催した。 イオンタウンへ自動車文庫ほほえみ号の特別運行を行うとともにその場で電子図書館の利用啓発も行った。赤ちゃん絵本セットが好評なため、3・4歳児向け絵本セットの貸出しを開始した。インターネットを利用した新規利用者登録を開始した。	改善	町内小中学校の児童生徒への電子図書館の普及。 新図書館基本設計に向けた検討委員会の開催。 利用者増加のためのイベントの開催。 蔵書計画を策定する。	利用者増加のためのイベントの開催。 新図書館開館に向けた蔵書計画に沿って図書を購入。 新図書館の施設整備・運営方法等について検討。	拡充

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
50	国際色豊かなまちづくりの推進	国際交流事業	政策企画課	多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、活気あふれる温もりのある地域を維持していくためには、外国人を含む多様な人材の活躍が求められていることから、町民が国際理解を深める多様なプログラムを開催するなどして、外国人の暮らしやすさに配慮したまちづくりを進め、併せて、それを担う人材や団体の育成に取り組み、国際色豊かで多文化が共生するまちを実現することを目的とする。	長与町国際交流協会を本町における国際交流促進の中心組織として位置づけ、補助金交付及び事務局支援による支援活動を行った。	「NAGAYO MACHI CAFE」を開催し、やさしい日本語を意識した在住外国人との交流を行った。また、長崎県国際交流協会と連携し地域日本語ボランティア教室を開催した。加えて、コロナ禍でも楽しめる国際オンラインツアーを開催し、町民が異文化に触れる機会の提供を行った。	改善	長崎県国際交流協会と連携し、地域日本語ボランティア養成講座を開講し、在住外国人のニーズを探る。	継続実施	継続実施
51	人権の尊重	人権教育推進事業	生涯学習課	人権意識の啓発を図るため、家庭教育学級による情報発信を行うほか、人権作文・標語コンクールなどの開催を通して人権教育の充実に努める。	家庭教育学級等による人権意識の啓発。 人権作文・標語コンクールの開催。 西彼杵郡人権教育研究大会の開催。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
52	平和意識の高揚	平和事業	総務課	1.戦争犠牲者の慰霊と恒久平和を願う事業として、また、平和学習の一環として実施する。 2.原爆投下後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進んでいる中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承するため。	1.平和のつどい事業 毎年8月9日に、町民が平和への願いを込めて作成した灯ろうに明かりを灯し、原爆犠牲者の慰霊と恒久平和を願う行事として開催。 2.原爆展の開催 毎年、被爆の実相を今に伝える写真や絵などの資料を展示することで、戦争の悲惨さを再認識し、平和の尊さを次世代に引き継いでいく。	原爆犠牲者の慰霊と恒久平和を願うとともに、原爆救援列車の活躍を後世に伝えるため、道ノ尾駅に原爆救援列車モニュメントを設置し、8月9日に「原爆救援列車モニュメント（道ノ尾駅）除幕式」と「平和のつどい」を一体として実施した。 原爆救援列車モニュメント（道ノ尾駅）の設置に併せ、町ホームページの平和ページを更新し、平和モニュメントの紹介ページに地図を掲載するなどの情報発信を図った。 また、継続して「原爆展」を開催した。	拡充	「平和のつどい」や「原爆展の開催」などの取組を行う。 「長与町被爆体験談集」の活用や、学校での平和教育などを通じて、若い世代に平和への思いを伝えていく。	「平和のつどい」や「原爆展の開催」などの取組を行いつつ、総合的に事業を検討する。 「長与町被爆体験談集」の活用や、学校での平和教育などを通じて、若い世代に平和への思いを伝えていく。	継続実施
53	平和意識の高揚	平和学習事業	学校教育課	被爆の体験を語り継ぎ、一人一人の身の回りから平和の実現に取り組む。小中学校における平和学習等により、平和意識の高揚を図る。	・平和学習の発表や平和宣言づくりを行う。 ・千羽鶴献納のための折り鶴づくりや平和のメッセージを書いた灯ろうを作成する。 ・被爆体験講話や平和に関するビデオを視聴する機会を設定する。	コロナウィルス感染予防の対策をとりながら、コロナ前のような取組みを徐々に行うことができるようになり、継続的な平和学習を行うことができた。	継続実施	学校ごとに平和学習を進め、デジタルアーカイブ等を活用する。	学校ごとに平和学習を進め、デジタルアーカイブ等を活用する。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
54	男女共同参画社会の実現	男女共同参画事業	政策企画課	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現することを目的とする。	男女共同参画計画に基づく、施策の進捗管理を行う。	社会情勢の変化に対応した長与町第4次男女共同参画計画を策定した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
55	農業の振興	農業生産基盤整備事業	産業振興課	樹園地の区画整理及び畑地かんがい施設等の整備を行うことにより、作業効率化及び生産性の向上を図る。後継者育成環境が整うことにより、担い手の定着を推進する。	樹園地内の農道・排水路整備、大型機械の導入及び水利施設を設置することによる散水の時間短縮を図る。 マルチドリップ方式を採用することによる高品質果実生産の向上を目指す。	特になし	継続実施	国へ事業採択申請。 土地改良区設立総会開催。 土地改良区合同事務所編入申請。 基盤整備事業 事業開始（測量設計・換地計画）。	基盤整備事業（測量設計・換地計画・工事）	拡充
56	農業の振興	耕作放棄地発生防止事業	産業振興課	担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する補助を行い、中山間地域の持つ多面的機能を確保するため。	・中山間地域等直接支払交付金 平成13年度から実施しており、4つの集落と協定を締結し、今年度約99haの農地について耕作放棄地発生防止に繋がっている。 ・多面的機能支払交付金（農地維持、資源向上、共同） 平成19年度から集落等を単位として実施しており、今年度2地区約4haの農地について耕作放棄地発生防止に繋がっている。 ・耕作放棄地再生事業補助金 令和3年度から実施しており、今年度1件0.1haの農地について耕作放棄地発生防止に繋がっている。	特になし	継続実施	中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は制度の取組集落の事務が煩雑とならないよう積極的にサポートを行い、現地確認等を通じ、取組集落の農地管理状況の把握に努める。 耕作放棄地再生事業補助金については、積極的に活用してもらえよう、働きかけを行っていく。 また、地域計画策定に向けて、5地区の実行組合と目標地図作成の話し合いを行う。	中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は制度の取組集落の事務が煩雑とならないよう積極的にサポートを行い、現地確認等を通じ、取組集落の農地管理状況の把握に努める。 耕作放棄地再生事業補助金については、積極的に活用してもらえよう、働きかけを行っていく。 また、地域計画策定に向けて、実行組合と目標地図作成の話し合いを行う。	継続実施
57	農業の振興	有害鳥獣対策事業	産業振興課	農業者・猟友会を対象に、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため。	猟友会に対し、有害鳥獣捕獲業務委託（1年間）、有害鳥獣被害防止のための防護柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）の補助、イノシシ等捕獲報奨金の交付。	特になし	継続実施	猟友会によるアナグマ等の中型獣の捕獲も推奨する。 ワイヤーメッシュ柵設置後の適切な維持管理を行っていくため、様々な会合等を通じて指導を行っていく。	猟友会によるアナグマ等の中型獣の捕獲も推奨する。 ワイヤーメッシュ柵設置後の適切な維持管理を行っていくため、様々な会合等を通じて指導を行っていく。	継続実施
58	農業の振興	農業経営基盤強化促進対策事業	産業振興課	農業用施設の維持管理、農業用施設建設費・維持管理費の補助、農地の基盤整備事業に関する補助を行い、農作業の効率化、農業経営の安定を図る。	農業用施設の維持管理、農業用施設改良に伴う原材料費用に対する補助。 農業用施設建設費に伴う地元負担金の償還金負担。 水路・農道の新設・改良・舗装の農道等整備事業に対する補助。	特になし	継続実施	農道や農地等の農業基盤の整備、ドローンを活用したスマート農業の推進のため資格取得費用助成を行う。	農道や農地等の農業基盤の整備、ドローンを活用したスマート農業の推進のため資格取得費用助成を行う。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
59	農業の振興	地場産業の6次産業化や農商工連携、企業参入等の促進	産業振興課	6次産業化や農商工連携により、農業者の所得向上並びに商工業連携により、農業者の所得向上並びに商工業の振興を図る。	農業者及び加工を行う法人等に対して、県と連携して研修会等の情報提供を行い、6次産業化の推進を図る。 ふるさと応援寄付金返礼品数を増やすことにより、農商工連携を図り、農産物や農産加工品のPRと販路の拡大を図る。	新規事業者の参入や既存事業者も新しい組み合わせ等を開発し、ふるさと応援寄付金返礼品数を増やした。	改善	農業者に対して、6次産業化の意向調査を行う。	6次産業化意向調査から、施策について検討を行う。	継続実施
60	農業の振興	生産性の向上とブランド化の促進	産業振興課	町内農作物の生産性向上とブランド化の促進により、農業者の所得向上を図る。	柑橘の高糖度化によるブランド率上昇により農業者の所得向上を図るため、マルチ被覆資材及び植物成長調節材の購入補助や資材処分費用の補助を行う。 柑橘の優良品種への更新による生産性の向上並びに農業者の所得向上を図るため、苗木購入費用の補助を行う。	柑橘苗木の補助率を令和4年度から3分の1に嵩上げし、95人、5,155本分の利用があった。	拡充	継続実施	継続実施	継続実施
61	農業の振興	地産地消の推進	産業振興課	農家の直売所向け作物導入拡大により、町内直売所の充実強化及び農家の所得安定を図り、地産地消の促進に繋げるため。 また、消費者の嗜好に合わせた果樹の多品目化と町内農地の有効活用のため。	・畑作物拡大事業補助金 長崎西彼農業協同組合を通して、(対象戸数) 144戸(野菜・花苗・種子) 40,874本に対し購入補助を行った。 ・落葉果樹等苗木購入補助金 2つの実施団体より、(対象人数) 25名(オリーブや梅など落葉果樹苗木) 321本に対し購入補助を行った。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
62	農業の振興	体験農業の推進	産業振興課	ふれあい農園をはじめとした体験農業の推進により、町民の生きがいづくりや子ども達の食育に寄与することを目的とする。	町内6か所のふれあい農園(20㎡×280区画、30㎡×21区画 計301区画)の貸し出し業務、管理を行う。 ふれあい農園に加えて、設立した長与町グリーン・ツーリズム推進協議会の事業を本格的に始動させ、農業体験の参加募集、広報等を行い、農業体験の推進体制を構築した。	グリーン・ツーリズム推進協議会による事業を開始した。	拡充	常時空き区画のある農園など、幅広く周知を行い、使用料収入の増加に努める。 グリーン・ツーリズム事業を継続して行き、体験農業の環境づくりに努める。	常時空き区画のある農園など、幅広く周知を行い、使用料収入の増加に努める。 グリーン・ツーリズム事業を継続して行き、体験農業の環境づくりに努める。	継続実施
63	林業の振興	林業振興事業	産業振興課	森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・向上を図る。	土砂災害防止や水源かん養などの、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、治山事業を推進する。 私有林・人工林の活用を推進するため、森林経営者へ森林経営管理制度の意向調査を行い、森林整備を通じて森林の多面的機能の維持・向上を図る。 集積計画策定のため、13林班、18林班の森林経営意向調査を林業公社に委託して実施した。	特になし	継続実施	11林班の意向調査を委託契約により実施、また集積計画を告示し、保育間伐を実施する。	新たな集積計画策定に向けて、現況調査を実施する。 現況調査を実施した林班について、意向調査を実施し、集積計画を策定する。	拡充



令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
64	水産業の振興	水産業振興事業	産業振興課	漁場環境改善や、つくり育てる漁業の推進により水産業の振興を図る。	漁場環境改善のため、水産多面的機能発揮対策事業を活用して海底耕うんや浮遊物除去を行う。 持続的な漁業を目指し、大村湾漁協と連携してナマコ等の稚魚放流や藻場の再生、イカ柴の設置に取り組む。 大村湾フェスタ事業として、ヒラメ、ナマコの稚魚放流を実施した。 グリーンツーリズム協議会、漁協と連携してカゴ漁体験を実施し、23名が参加した。	令和4年度よりグリーンツーリズム協議会の事業として大村湾漁協がカゴ漁体験を行い、23名が参加した。	拡充	稚魚放流、イカ柴設置のほか、将来の漁業担い手の確保のため子どもたちを対象に海洋体験、漁業体験を推進する。	稚魚放流、イカ柴設置のほか、将来の漁業担い手の確保のため子どもたちを対象に海洋体験、漁業体験を推進する。	継続実施
65	商業の振興	商工業振興事業	産業振興課	町内商工業の活性化による商業機能の充実。	1.商工会の行う各種事業に対して補助を行い、商工振興を図った。 2.長与町小規模企業振興資金および創業支援資金について、利子補給および保証料の補助を行い、商工業の振興を図った。 3.長与町店舗リフォーム助成補助金制度を活用し、町内店舗のリフォームに対し、助成を行った。	西そのぎ商工会への補助金（類似関連事業の統合）の内容を見直した。	改善	実情に即した補助金に見直していく。	実情に即した補助金に見直していく。	継続実施
66	観光・移住・シティプロモーションの振興	観光振興事業	産業振興課	特産品、風景、歴史等の観光資源を活用した交流人口の拡大のため。	1.長与川まつりの開催 2.体験ペーロンの実施 3.長与シーサイドマルシェ	コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、川まつりは花火大会のみの縮小開催を行った。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
67	移住・定住促進及び関係人口の拡大	移住・定住促進事業	政策企画課	移住希望者へ情報提供を行うことで、本町及び長崎県内への移住促進を図る。	県及び県下21市町による「ながさき移住サポートセンター」（移住相談窓口）を長崎県庁・東京都有楽町に開設し、移住相談や就業相談を受けている。 また、県内市町合同でオンライン/オフラインでの移住相談会を実施。 町単独事業としては、子育て世帯移住支援金の受付や移住ホームページの運営等を実施。	移住者への支援を充実させるため、子育て世帯移住支援補助金の支給世帯数を拡充した。 コロナ禍により実施できていなかった長崎広域連携中枢都市圏独自の移住相談会を再開した。	拡充	移住者に対する新たな支援策として「住まい探し」に関する取り組みの実施を検討する。	ながさき移住サポートセンターや他市町での移住者支援の取り組みを踏まえ、都市圏で開催される相談会への参加など、新たな取り組みを検討する。また子育て世帯向けの移住支援金等の支援について、事業実績や効果を測定し、支援の改善を図る。	拡充
68	雇用環境の充実	雇用対策事業	産業振興課	高齢者の就業機会を提供することにより、自らの生きがいの充実や福祉の増進を図る。 地域内における雇用の創出を図る。	公益社団法人長与時津シルバー人材センターの運営補助を行う。 県やハローワーク、商工会等からのチラシ配布、周知事項のHPや広報掲載を行う。	シルバー人材センターにおいて女性部会の立ち上げを行っており、女性会員の増加に努めた。	改善	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
69	市街地の整備	急傾斜地管理事業	都市計画課	急傾斜地の崩壊による災害から人命や財産を守る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嬉里郷古園地区測量・設計。（急傾斜地崩壊対策事業）</li> <li>・吉無田地区法面対策工事。</li> <li>・ニュータウン法面管理。</li> </ul>	急傾斜地崩壊対策事業に取り組みやすくするために、地元分担金要件を緩和したことにより、1件の事業を実施することとなった。	拡充	嬉里郷古園地区急傾斜対策工事 その他継続実施	継続実施	継続実施
70	市街地の整備	土地区画整理事業	都市計画課	長崎市に隣接する本町は、急速な人口増加と市街化に伴い、ミニ開発などによるスプロール化が顕著になりはじめたことから、土地利用の純化及び高度化を目指した秩序ある市街地形成と計画的な町づくりを意図し、土地区画整理事業を実施している。 本地区においては、幹線道路はもとより、公園、水路等の公共施設整備が立ち遅れており、これら公共施設の整備改善と秩序ある施設配置を行い、土地利用の有効化及び環境改善等の諸問題を解決することを目的とし、土地区画整理事業を実施している。	道路や公園などの公共施設の整備と秩序ある施設配置を行い、土地の有効な利活用や地区の防災性向上、環境改善を図る目的で昭和60年に事業着手し、昭和61年には長崎県に事務を委託し整備を進めている。 令和元年度からは、長期化している本事業の早期完成を目的とする「残事業地の一括施工」に着手し、造成工事完成を目前としている。	令和4年6月に県から引継がれた12画地の保留地について、一般競争入札による売却を実施したところ、公募したすべての保留地において予定価格を超える価格での処分が完了し、財源確保に寄与することができた。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
71	市街地の整備	空き家対策事業	都市計画課	空き家所有者へ適切な管理を促すため。	地域住民から管理不足空き家の情報提供があれば、現地確認後、所有者へ適切な管理を促す。	特定空家に指定されるまでに所有者の自発的な解体を促す、老朽危険空家等除却支援事業を開始した。	拡充	継続実施	継続実施	継続実施
72	市街地の整備	住宅リフォーム支援事業	都市計画課	木造住宅及び特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。 民間建築物吹付アスベスト分析調査及び除去等を行う所有者を支援する。 バリアフリー・安全型リフォーム工事を行う住宅の所有者に対し補助を行う。 多子世帯や新たに職住近接をする世帯、新たに育住近接をする世帯の中古住宅の改修もしくは取得を支援する。	耐震診断補助：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は特定建築物の耐震診断の助成。 耐震改修計画策定補助：耐震診断を行った木造住宅のうち、基準未滿の住宅の改修計画作成費の助成。 耐震改修補助：耐震診断を行った木造住宅のうち、基準未滿の住宅の改修費の助成。 民間建築物アスベスト分析調査及び除去。 住宅性能向上リフォーム（バリアフリー・安全型リフォーム）。 親子でスマイル住宅支援（多子世帯、職住近接、育住近接）。	親子でスマイル住宅支援事業に、職住近接・育住近接のメニューを追加した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
73	市街地の整備	町営住宅維持管理事業	都市計画課	住宅に困窮している方を対象にした町営住宅を運営する。	町営住宅長寿命化計画に沿った町営住宅の維持管理。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
74	市街地の整備	公園緑地事業	土木管理課	美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに寄与するために町内における緑化を推進する。	花いっぱい運動は、46の団体の協力により実施した。 花の苗等配布事業は、37の団体に花の苗等の配布を行い、町内の公園、道路、公共施設等に植栽を行った。	花の苗等配布事業については、事業開始から相当の期間が経過したことから、補助団体等に関する要件の見直しを行った。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
75	市街地の整備	公園施設管理事業	土木管理課	町民の憩いや安らぎの場として必要な公園・緑地を適切に維持管理し、公園利用者が常に安全・安心に楽しめる環境づくりを行う。	公園、緑地の草刈り及び剪定、トイレ掃除等の維持管理をシルバー人材センター等への委託により実施した。 利用者が多い中尾城公園および潮井崎公園には管理人等を配置し、よりきめ細かい管理を実施した。 公園施設長寿命化計画に基づき、各公園の遊具更新を実施した。	公園施設長寿命化計画の改定にあわせて、対象となる公園を増やすなどの見直しを行った。 これまで無料であった潮井崎公園のキャンプ広場の使用に関して、受益者負担の観点を取り入れ、使用料の徴収を行うなどの目的により条例を改正した。	改善	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具の更新を行うとともに、毎年実施している遊具点検の結果を踏まえて、必要な修繕等の対策を実施していく。また、公園清掃等の協力団体を増やすために、負担軽減策の検討を行う。	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具の更新を行うとともに、毎年実施している遊具点検の結果を踏まえて、必要な修繕等の対策を実施していく。	継続実施
76	市街地の整備	公園新設事業	土木管理課	町民に憩いや安らぎを提供し、環境保全や景観づくり、レクリエーションや防災面など多様な機能を果たす公園整備を行う。	土地区画整理事業や民間開発と連動した公園整備を進めている。 (仮称)道ノ尾街区公園の設計・工事を行った。	特になし	継続実施	バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に留意するとともに自然環境や景観にも配慮した公園整備を行う。	バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に留意するとともに自然環境や景観にも配慮した公園整備を行う。 町民の要望や関係機関との協議を基に必要性の高いものから計画的に事業を実施する。	継続実施
77	市街地の整備	河川管理事業	土木管理課	河川の適正な維持管理及び河川整備を行うことにより、災害発生の防止に努め、安全性並びに生活環境の向上を図る。	準用河川等の維持管理業務並びに維持補修工事を行った。	特になし	継続実施	河川・水路の機能維持のため、樹木伐採や泥上げ、修繕が必要な箇所を把握を行う。	河川・水路の機能維持工事を実施し、災害発生の抑止に努める。	拡充
78	市街地の整備	橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	長寿命化修繕計画に基づく橋梁の予防的保全型の修繕によるライフサイクルコストの縮減と地域の道路網の安全性・信頼性の確保。	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、113橋を5年間で1サイクルとして点検を実施している。 上記の点検結果に基づく予防的保全型の修繕を行った。	当初計画である3橋の修繕工事に加えて、国の補正予算の採択を受けて2橋の修繕工事を実施し、橋梁の安全性の向上に資することができた。 1巡目点検により健全度が「Ⅲ」と判定された要修繕橋梁(3橋)については、令和4年度に修繕工事が完了した。2巡目で「Ⅲ」と判定された橋梁(2橋)については、令和5年度に修繕工事が完了予定。	拡充	橋梁点検時の新技術活用の可能性や橋梁長寿命化修繕計画の見直しについて検討を行う。	橋梁点検時の新技術活用及び橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
79	上水道の整備	水道水生成事業	上下水道課	安全な水の安定供給。	水道法に基づく水質検査を行い、結果をホームページにて毎月公表。 民間に管理業務を委託し浄水場・配水池を含め24時間体制で集中管理をおこなっている。	近隣市町との浄水場共同化について検討を行った。	継続実施	浄水場の共同整備について合意し、基本設計及び要求水準書作成業務を行う。	基本設計及び要求水準書を基に事業者を選定し、実施設計・工事に着手する。	拡充
80	上水道の整備	水道事業会計運営事業	上下水道課	安定した給水事業の継続。	経営戦略に基づいた水の安定供給。 水道料金の賦課、収納。 有収率の向上。	口座振替の勧奨、キャッシュレス決済やコンビニ納付など納付方法の周知。 未納者への催告・停水等の実施により、未収金の解消に努めた。	継続実施	令和5・6年度にかけて、経営戦略を改定し、人口予測や施設等更新需要予測を踏まえた料金収入の将来予測等を行う。	事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組む。	継続実施
81	上水道の整備	水道水供給事業	上下水道課	安定した給水のための水道施設の計画的な更新。	・管新設延長 L=674.4m ・管更新延長 L=1,101m ・管路経年化率の増減(%) 26.83%(本年)-26.76%(前年)=増0.07% ・無効水量の増減量(m <sup>3</sup> /年) 300,905(本年)-304,964(前年)=減4,059m <sup>3</sup> /年	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
82	下水道の整備	下水道施設整備事業	上下水道課	下水道施設の整備促進。	管路施設、マンホールポンプ場等を新設することで下水道の普及促進を図る。また、20年以上経過した下水道管路を点検し、ストックマネジメント計画を参考に改築延長を行う。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
83	下水道の整備	下水道事業会計運営事業	上下水道課	下水道事業会計の健全運営・未水洗化世帯の解消。	下水道使用料の債権管理を適正に行い、継続的な収入と公平性の確保を図る。 また、未水洗化世帯への水洗化促進を図ることで、下水道事業会計の健全運営と環境保全に繋げる。	滞納者への催促文書や訪問、財産調査・差押等により、未収金の解消に努めた。 過年度未収金残高は前年度比約8万9千円の減少となった。 未水洗化世帯への文書送付を行った。令和4年度は3件の水洗化切替があった。	継続実施	公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和5年度に見直しを行い、人口予測や当該公営企業サービスに対する需要予測を踏まえた料金収入の将来予測等を行う。	見直し後の経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していく。事業、サービスの提供を安定的に継続できるように、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組む。	継続実施
84	下水道の整備	下水道施設維持管理事業	上下水道課	下水道施設の長寿命化。	管路について管路施設調査結果を基に、破損・侵入水等、早期対策が必要な箇所の修繕を行う。 処理場について包括的民間委託を実施し、令和2年度から2期目(委託期間：R3年度～R7年度)の委託契約することで継続して安定的に下水処理及び施設管理を行えるよう努めている。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
85	道路の整備	道路新設事業	土木管理課	慢性的な渋滞緩和や円滑な幹線道路ネットワークの形成を図るための道路整備	長与交差点付近の渋滞解消を目的に都市計画道路西高田線街路整備事業を行っている。平成29年度に役場前の長与中央橋から約640m区間の供用を開始し、残区間約690mの整備に着手している。令和4年度には高田踏切の拡幅工事が完了した。 (仮称)柳田椿林線については概略設計を行った。	特になし	継続実施	都市計画道路西高田線は令和8年度完成に向けて事業を進める。 その他の新規路線は必要性・妥当性等を精査し、事業化を検討する。	都市計画道路西高田線は令和8年度完成に向けて事業を進める。 その他の新規路線は必要性・妥当性等を精査し、事業化を検討する。	継続実施
86	道路の整備	道路維持管理事業	土木管理課	道路の安全で円滑な通行を確保するとともに、限られた財政の中で効果的かつ効率的な維持管理を図ること。	町道等の管理事務：道路占用、掘削申請許可に関する事務を行っている。 町道等の管理委託：シルバー人材センターへの委託により、パトロール・軽微な補修及び除草を行った。 町道の維持補修工事：舗装や側溝等の不具合の補修工事を行った。 街路樹の管理及び除草：町内幹線道路の街路樹（ナンキンハゼ等）の夏季及び冬季剪定を行った。	当初計画の町道丸尾団地線、道ノ尾線に加え、吉田川内線、道ノ尾釜田線のグリーンベルトの整備を行い、歩行者の安全性が向上した。	拡充	補助や起債を活用し、計画的な舗装修繕を進めていく。 令和4年度から5年度にかけて実施している道路法面調査及び詳細設計に基づき、次年度以降の法面修繕計画を策定する。	計画的な舗装修繕及び法面修繕を進めていく。	継続実施
87	地域公共交通の充実	公共交通事業	政策企画課	民間の交通事業者などと連携し、誰もが便利に移動できる地域公共交通体系の構築を目指す。	町全体としての公共交通網に関する要望や交通事業者と町民の橋渡しの役割を担い、町民からの要望を伝えるほか、交通事業者からの路線変更・減便等にかかる協議（時に自治会長等の町民代表者も含む）を行っている。 また、オンデマンド交通や新モビリティサービスの検討、交通事業者の経営状況の悪化による路線の変更・廃止に関する協議を県などと連動して行っている。	特になし	継続実施	公共交通に関する町内の現状や社会情勢の変化を踏まえ、今後の事業の在り方・進め方の検討を行うため、交通事業者や利用者、関係機関との意見交換を行う。	町の実情に応じた新たな交通サービスの導入など、公共交通に関する取組みを検討する。	拡充

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
88	地域情報化の推進	電算システム開発・調整事業	情報政策課	所管課業務における法改正・制度改正等に伴う事務処理の変更に迅速かつ的確に対応するため。	法改正・制度改正などに応じて、電算システムの開発・改修が必要となるため、開発ベンダーから見積書を徴し見積書の内容を精査のうえ、計画的に予算化し委託発注する。 システムリリース後の本番運用対応では、受注ベンダーの指導・助言のもと、効率的なシステム運用について検討・改善が行われている。 また、各所管課からの質問や誤操作などに即応できるよう、運用支援委託のなかで常駐SE1名によるサポートを受け、事務の円滑化を図っている。	令和5年度より、地方税共通納税システム対象税目が拡大されることに伴い、基幹システムおよび滞納整理システムから出力される納付書に、統一QRコードを付与し、データ連携に対応する改修作業を実施した。また、国が示す自治体の行政手続きオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書に準じて設計を行い、システム構築・設定作業を行った。その他、新型コロナウイルス感染症対策として、Web会議を庁舎内の会議室などで開催できるようインターネット環境の整備を行った。	改善	基幹システムの標準化において、第1段（軽自動車税、国民年金、後期高齢者医療、児童手当、印鑑登録）および第2段（住民記録、固定資産税、個人住民税、選挙人名簿管理）の機能や帳票類が現行システムとどれだけ適合し、どれだけ差異があるかを分析する。（Fit&Gap分析） また、外字などを含むシステムで使用できる文字を整理するため、複数の文字を突き合わせて一定の基準で同じ字形の文字を探し集約する。（文字同定作業）	基幹システムの標準化において、第3段（介護保険、就学事務、国民健康保険、収納、宛名）の機能や帳票類が現行システムとどれだけ適合し、どれだけ差異があるかを分析する。（Fit&Gap分析） データの整理および移行作業、複数の文字を突き合わせて一定の基準で同じ字形の文字を探し集約する。（文字同定作業） 標準化した基幹システムの運用テストおよび研修を実施し、既存環境の設定を変更する。 本番環境で稼働する。	継続実施
89	地域情報化の推進	電算機器等管理・運営事業	情報政策課	電算機・パッケージソフト・コンピュータなどを活用して住民サービスの向上および事務の効率化を図る。	電算機器などの購入・リース・保守管理による電算機器の安定稼働を行う。 パソコンについては、人事異動や依頼課からの要望により配置する。また、番号法に伴う他自治体との情報連携専用端末にはセキュリティ強化の観点から一部端末に静脈認証装置を配置する。	パソコンを共同調達により購入しコスト削減を図った。なお、庁舎内端末のOSについて更新を完了させた。また、各階の複合機の日常使用を推奨し、各課のプリンターの合理化・削減に努めた。電算システムの運用管理について、職員のスキルアップのため研修などに積極的に参加する。 庁舎内の無線LANの整備を進めるとともに、各会議室にテレビ会議用大型ディスプレイを導入した。 これにより、全ての会議室においてコロナ禍で増加したWEB会議を無線LANとディスプレイを用いて実施できる環境が整った。	改善	セキュリティの都合上、分離する必要のあるインターネット環境については、RDS（リモートデスクトップサービス）を導入することで、直接接続することなく自席でインターネットを利用している。 この度、RDSサーバの更新に伴い、インターネット利用に適した専用端末の導入を検討する。	デジタル化を推進しペーパーレス化を図りつつ、各課のプリンターの合理化・削減を進めていく。また各種システムの統合など、これまでの検討を踏まえ標準化システムのスムーズな運用を目指す。	改善

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
90	消防・防災体制の強化	消防事業	地域安全課	常備消防（長崎市に事務を委託）専任の消防職員を配置することで、火災・救急発生時の緊急出動や、消防団や自主防災組織への防火・防災活動の指導等を行うことを目的としている。	【負担金】 広域消防事業負担金：314,812,053円 浜田出張所経費負担金：3,373,132円 消防団に対する夏季訓練（179名参加）、火災出動（13件うち消防団出動8件）、救急出動件数（1,609件）	消防団の夏季訓練で、中継放水訓練を実施し、実際の火災の際にも中継放水により遠隔地から水を供給して、消火に当たることができた。 防火対象物などの調査体制拡充のため、専門職員の配置について協議を行った結果、配置する見込みとなった。	拡充	浜田出張所への専従職員の配置。	専従職員による、防火対象物の調査や消防団や自主防災組織等への訓練の継続的な実施。	継続実施
91	消防・防災体制の強化	消防団事業	地域安全課	非常備消防 消防団員数・・・281名（定員290名）、分団数・・・10分団、所有車輛・・・消防ポンプ自動車2台、消防ポンプ付積載車8台 常備消防と連携しながら、「自分たちの町は自分たちで守る」を基本理念に、地域の防災リーダーとして災害予防の活動を行っていくことを目的としている。	長与町消防団分団長会議（年4回開催）、礼式訓練（5月）、夏季訓練（7月）、危険個所の点検、火災出動、風水害等の災害出動 火災予防などの啓発活動、自主防災組織と連携した火災予防訓練や防災訓練、消防設備・備品の更新・購入・支給、出動報酬等の支給	第2分団消防格納庫の更新（設計等）。 第4分団消防車の更新、高田南地区に防火水槽を設置、蓄電池の購入 準中型免許取得の助成事業を令和5年度から行うよう準備。	拡充	第2分団消防格納庫建設工事、高田南地区に防火水槽を設置、LED投光器などの消防用備品の購入。消防団への勧誘のための情報収集・発信を行う。	消防施設の老朽化に対応した更新を行う。 消防団への勧誘のための情報収集・発信を行う。	継続実施
92	消防・防災体制の強化	災害・防災情報発信事業	地域安全課	防災無線の整備及び災害時の警戒情報や避難情報、火災情報をSNSなどを利用して住民への周知を図る。 防災ハザードマップを利用した災害危険個所などの周知を行う。	防災行政無線の整備、ハザードマップの見方や災害情報の取得方法などの周知。 避難情報の混雑具合をホームページ上に掲載。	特になし	継続実施	高田南地区の防災行政無線を整備。 防災アプリを利用した情報の発信内容などの確認。	防災アプリの運用。 防災行政無線の老朽化に対応した整備。	継続実施
93	消防・防災体制の強化	防災事業	地域安全課	「長与町地域防災計画」を基に災害が発生した際の行動訓練、処理すべき事務を整理し、計画的な防災の推進を図る。	防災会議の開催。 協定の締結。 備蓄品の補充・購入。 避難所運営体制の整理（各避難所の担当部局を整理）等。	協定については、新たに3事業所と締結を結んだ。備蓄品として携帯トイレの購入などを行った。また、防災計画など各種計画の見直しを実施した。	改善	受援計画の策定。	実際に災害があった場合に、地域防災計画その他各種計画に基づき行動することを想定した訓練を定期で行う。	継続実施
94	消防・防災体制の強化	自主防災組織事業	地域安全課	自主防災組織の活動支援。	各自主防災組織への補助金の支出。研修等の開催や各自主防災組織が実施する防災訓練の支援など。	特になし	継続実施	訓練未実施組織への訓練実施の呼びかけ。	訓練未実施組織への訓練実施の呼びかけ。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
95	交通事故防止対策の推進	交通安全推進事業	地域安全課	交通事故防止を目的とする。	1.交通安全対策協議会開催 2.交通指導員による活動 3.交通安全運動期間中の広報・啓発活動 4.長与町高齢者運転免許証自主返納奨励事業（65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した際、申請に基づき3,000円のエヌタスTカードを交付） 5.県、市町、県警察と共催で高齢者講習会「高齢者『おっと危ない』講習会」を実施	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
96	交通事故防止対策の推進	交通安全施設整備事業	地域安全課	交通事故防止を目的とする。	1.カーブミラー新設 2.カーブミラー修繕 3.停止指導線等設置工事	長与町道路反射鏡（カーブミラー）設置及び維持管理基準を作成。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
97	安全な生活環境づくり	防犯事業	地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくりのため。	1.時津警察署地区連合防犯協会負担金 2.長与町防犯協会補助金 3.青色回転灯装備車によるパトロールの実施 4.出前講座の実施 5.町内放送による注意喚起	子ども110番の車の登録が各登録先で引き継がれているかの確認が困難であったため、現在登録している事業所等へ現状確認。台数変更の際の報告様式を作成した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
98	安全な生活環境づくり	防犯施設整備事業	地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくりのため。	1.防犯灯新設 2.防犯灯修繕	腐食等による防犯灯ポール修繕必要箇所について、各自治会へ点検を依頼。報告に基づき、現地確認のうえ修繕の必要性を判断し、優先順位の高いものから順次修繕を行っていく。	改善	継続実施	高田南土地区画整理事業に係る防犯灯の設置を行う。 その他継続実施。	継続実施
99	安全な生活環境づくり	消費者行政事業	地域安全課	町民の消費生活相談へ適切な対応及び出前講座をはじめとした広報啓発活動を推進し、消費者の安全を確保することを目的とする。	1.消費生活相談の対応 2.広報誌への掲載 3.出前講座の実施	消費生活出前講座についてホームページおよび広報ながよに掲載。	改善	自治会長会会議時に、各自治会長へ消費生活出前講座の積極的な活用を依頼。 町内中学校での消費者教育の授業支援実施に取り組む。	継続実施	継続実施



令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
100	健康づくりの推進	健康づくり事業	健康保険課	第2次健康ながよ21計画の目標である「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を達成する。	「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」達成のために、食生活・身体活動・心の健康づくりなど生活習慣等の課題を改善するための取組みを、「健康ながよ21推進専門委員会」等ボランティアグループや健康づくり連携協定事業所と協働で行っている。	3月を健康づくり強化月間と位置づけ、ウォーキング以外の取組みを増やした。 1.1か月間のウォーキングイベントを実施、参加者に令和5年度のポイント事業先行受付を実施。 2.1か月間スーパーで食育として減塩・野菜摂取PR及び3/16に栄養相談ブース設置。 3.3/19体験型健康づくりイベントを健康づくり連携協定事業所と協働で実施。 4.町内で健康づくりに取り組む店舗に強化月間内のイベント企画をお願いし、あわせて周知を実施。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
101	健康づくりの推進	健康ポイント事業	健康保険課	健康無関心層を含め町民全体が健康行動を習慣化することで、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を達成する。	歩く・体組成の測定をする・健康イベントへ参加する・健診を受けるといった健康行動に対しインセンティブを付与することで、健康行動を習慣化していく。	令和5年2月から県の健康アプリが運用開始するのに伴い、町の健康ポイント事業を令和5年度から県のアプリを活用した事業に移行するために、具体的な実施方法を県と協議し、事業の見直しを行った。ポイントの交換が商品券等での還元であったため、参加年数を3年までとし参加人数に定員を設けていたが、ポイント交換を抽選への応募に変更することで、町の財源を増やすことなく参加者を増やすことを可能にする。	改善	様々な機会や媒体で健康ポイント事業を周知し、卒業会員のほか、働き盛りの世代を取り込む。 事業所の協力を得ながら魅力的なイベントを実施し、ポイント事業への登録を促す。 町内店舗を活用した特産品抽選会を実施する。	R5に引き続き、事業の周知・利用拡大を図り、魅力的なイベントを実施する。 県の健康アプリを最大限活用し、県が設定した健康行動によるポイント獲得に加え、町が設定した健康行動によるチケット獲得と、貯めたポイント・チケットの交換内容によりインセンティブを与えることで、健康行動を習慣化する。	継続実施
102	健康づくりの推進	各種健診事業	健康保険課	健（検）診の受診勧奨及び費用の一部補助を行う事で、広く健康管理の意識向上と「健康格差の縮小」を図る。 各種健（検）診を受け、疾患の早期発見・早期治療へつなげることで、「健康寿命の延伸」を達成する。	5月～11月をがん検診受診月間とし、肺、胃（内視鏡・透視）、大腸、乳、子宮がん検診を実施し、早期発見、早期治療へつなげる。集団健診は土曜日にも実施し、受診しやすい環境を作っている。乳・子宮がん検診は時津町・長崎市の一部の医療機関でも実施できるようにしている。大腸がん検診は2～3月に郵送検診を実施し、受診の機会を増やしている。 国保若年健診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診（令和5年度開始）は対象者に個別通知を行い、受診勧奨を行っている。	受診勧奨時に、早めの予約を行うよう周知した。長崎市内での乳・子宮がん検診実施医療機関の取りまとめについて関係機関と協議したが整わなかった。	継続実施	現在の体制が継続・拡大できるよう、西彼杵医師会・長崎市医師会と協議していく。	現在の体制が継続・拡大できるよう、西彼杵医師会・長崎市医師会と協議していく。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
103	感染症対策の充実	感染症対策事業	健康 保 険 課	住民を感染症から予防する。	従来感染症対策として定期・臨時の予防接種や結核検診等の体制整備及び周知を行うとともに、新興感染症発生時には国・県の情報を把握し、関係機関と情報共有を行いながら防疫活動や感染予防啓発、住民接種など必要な対策を行っていく。	新型コロナウイルス感染症に対し、感染状況に応じ町感染症対策本部会議等で情報共有や対策の検討を行い、各部署の業務に反映させた。ワクチン接種は引き続き個別接種及び集団接種を実施した。	継続 実 施	国の計画見直しに応じて町の計画を見直していく。	国の計画見直しに応じて町の計画を見直していく。	継続 実 施
23	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	保育所運営事業	こども 政 策 課	保護者が、就労や病気など保育を必要とする事由に該当する場合に乳幼児の保育を行い、子育て支援環境の充実を図る。 保育所および認定こども園の施設に対し、国の基準である公定価格にを基に、入所人数・職員の配置状況・実施体制による運営に必要な施設型給付費を支給する。	保護者の申請により「保育の必要性」の認定を行う。申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整を行い、利用先を決定する。毎月施設からの請求に基づき「施設型給付費」を支給する。	適正な保育ニーズの把握に努め、総定員数1,123人に対し、受入児童数1,066人となり待機児童0名であった。(令和4年4月1日現在 保育所入所状況)。また、コロナ禍の中で、園の安定運営のため、電気代・副食費・保育士の処遇改善の補助を行い、処遇改善については、10月から運営費に上乗せして支給した。	拡 充	実態に応じて施設型給付費や補助金を支給する。また、待機児童を出さないよう、保育ニーズを把握し利用調整する。	実態に応じて施設型給付費や補助金を支給する。また、待機児童を出さないよう、保育ニーズを把握し利用調整する。	継続 実 施
24	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	高田保育所管理運営	高田 保 育 所	保育を必要とする児童に質の高い保育、教育を提供する。また、地域の子育て家庭には保育サービスや子育て情報を提供する。このことにより、次世代を担う児童の健全な心身の成長を促進し、人格形成の土台を培う。	1.通常保育（定員90名 開所時間月～土の7時～19時） 2.延長保育 3.障害児保育 4.医療的ケア児受入 5.一時預かり 6.子育て支援（園庭開放・行事への招待・見学受入等） 7.保護者支援（個別面談・クラス懇談会・保育体験等） 8.講師活動、9.情報提供（広報子育て記事掲載） 10.地域交流（世代間交流・異年齢交流等） 11.外部受入れ（実習・職場体験・ボランティア・見学者） 12.職員の資質向上（勉強会・研修会開催）	園庭の菜園を新設し野菜の栽培を行った。調理や販売をする中で命の尊さ、お金の循環の学びにつながった。 父親、祖父対象に収穫した芋で焼き芋会を実施し、男性の育児参加の促進を行った。 食育、防災教育の一環として、防災用かまどでの火おこし体験と調理を児童対象に行った。 「遊びごころのあるまち」として自然活動を入所児童・地域家庭に実施した。また、内容を広報がよに掲載し広く情報提供を行った。 医療的ケア児受入れについて実施マニュアルを作成した。 子育ての不安感解消のため、コロナで2年間中止していたクラス懇談会を実施した。 安全に保育を実施するため熱性けいれん予防薬の預かりを実施、重度の食物アレルギー対応マニュアルを作成した。	改 善	ファミリーサポートセンターの預かり場所として保育室を提供する。一時預かりは例年通りの受入を実施する。不適切保育防止マニュアル、事故予防マニュアル、業務継続計画を作成し、信頼される保育の提供に努める。研修を行い、職員の資質向上に努める。 命を育む体験として稲作体験を実施する。また、「遊び心のあるまち」の自然活動の実施と地域への発信を継続して行う。	安定的な入所児童の受入れを行う。乳幼児期の育ちは人生における基盤になることを留意し、「一人ひとりを大切に育てる保育」や社会性を育む「異年齢保育」など質の高い保育を行う。そのために研修、自己評価、セルフチェックを実施する。 地域の子育て家庭に対し、必要な支援を提供する。 今後は高田南地区への転入により、入所希望数は増加傾向と予想される。保護者が安心して就労ができるよう安定した入所児童の受入と質の高い保育を提供し、住民が長与町に住んでよかったと思えるよう取り組みたい。	継続 実 施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
104	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	コミュニティWebサイト事業	こども政策課	仕事をしている人や子育て中の方でも、多くの人々が長与町の情報を見ることができるよう、子育てガイドブックに掲載している情報をもとに、結婚から子育てにかかる事業の情報を更新・発信する。	定期的に情報の更新・発信（SNS）・行事等のWeb申込受付を行う。	「おゆずりひろば」については、住民から21物品の提供があり、12物品を譲受け希望者へ譲渡した。うち母子事業や、子育て支援センター行事について、Web予約を開始し、LINEでの発信も定期的に行った。また、各ページのQRコードを掲載したプリントを母子手帳交付時に配布した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
105	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	利用者支援事業	こども政策課	妊娠期から出産、子育て期にわたる子育て全般のワンストップ相談窓口として設置。保健・保育・福祉・教育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。	行政窓口相談。 必要に応じ、家庭訪問。 関係者向け勉強会を開催し、関係機関とのコーディネートを行う。	令和5年3月から出産・子育て応援事業が開始されている。利用者支援事業の子育て相談専門員と支援連携を図ることで、妊娠・出産期の相談体制がより充実した。	拡充	継続実施	継続実施	継続実施
106	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	訪問事業	こども政策課	子育て経験者等による育児・家事的援助、または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	【養育支援訪問事業】 家事育児支援、専門職による指導助言。 【乳幼児家庭全戸訪問】 0～1か月未満児：助産師・保健師による新生児家庭訪問(R3.11～訪問事業ではなく利用者支援事業で実施)。 2～4か月未満児：地区担当の母子保健推進員による出生後家庭訪問。家庭の状況把握と町内のお遊び場などの情報提供を行う。	母子保健推進員による乳幼児全戸訪問は対面を再開し、事業周知や状況の確認を直接顔を見て話す事でより具体的に確認する事ができた。保護者の困り感や相談がある際は早期に町の専門職へつないでもらっている。また、R5.3～出産・子育て応援事業が開始となり助産師による全戸訪問を保健師と分担して実施。分担することでより保護者の希望に沿った日程や相談内容に合わせた訪問が可能となった。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
107	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	母子保健事業	こども政策課	妊産婦・乳幼児及びその保護者に対し、健診・相談・教育等の機会を供給することにより、妊産婦及び乳幼児の健全な育成と健康の維持増進を推進する。	【妊娠期から乳幼児期を対象とした健診・教室・相談会の開催】 ・マタニティ教室、乳幼児健診、育児学級、歯科保健事業、子育て相談、要フォロー教室等 【母子保健推進員活動】 ・母子保健事業への協力、家庭訪問、協議会活動（研修・勉強会による自己研鑽、子育てサロンの運営）を通じた保護者支援 【その他健全な育成と健康の維持増進のために必要な物資の支給及び費用の助成】 ・妊婦一般健康診査、産婦健診、産後ケア事業、母子栄養食品支給事業、未熟児養育医療、新生児聴覚検査助成等	新型コロナウイルスの感染状況を見ながら予約制を見直し、可能な事業から簡略化した。また、パパママ学級はウェブ予約を導入。時間を制限されることなく予約手続きができるため事業参加までの負担軽減ができた。ホームページの更新時はSNSの同時配信機能を積極的に活用し子育て情報が子育て世代に直接届く工夫を行った。他、産婦健診費用の助成開始、乳幼児健診の県外受診に係る助成の体制整備、3歳児健診での屈折検査の導入など親子の健康づくりの充実を図った。	拡充	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
108	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	心身障害児通園事業	こども政策課	町内在住の乳幼児や学齢期の子どもの成長発達に心配や不安を抱える保護者や、子どもや保護者を支援する関係機関に対して、相談・療育・情報提供・研修等を行い、より良い発達支援を目指す。また、ひばり学級療育専門員が行う「巡回支援専門員整備事業」では、保育所等の子どもや保護者が集まる施設・場への巡回支援を実施し、発達が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。	<p>【ひばり学級】</p> <p>1.小集団における親子療育：週1回程度 2.小児科医診察 3.発達検査 4.療育専門員、作業療法士、言語聴覚士相談 5.発達勉強会・情報交換</p> <p>【巡回支援専門員整備事業】</p> <p>1.関係機関訪問 2.勉強会実施（保護者や関係者向け） 3.ペアレント・トレーニング、ペアレントプログラム実施 4.個別相談 5.地域巡回支援</p>	巡回支援専門員整備事業の1つである地域巡回支援の取組みとして、新たに高田児童館への支援を実施した。他、放課後児童クラブの支援員向けに発達勉強会を実施するなど、地域の支援者の資質向上に努めた。	拡充	発達障害児への支援に対する理解を深めるため、子育て支援機関向けの勉強会を実施する（ティーチャーサポートプログラム）。	発達障害児への支援に対する理解を深めるための取組みを実施し（研修会の実施等）、地域全体でより良い発達支援につながる体制を整備する。	継続実施
109	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	児童館運営事業	こども政策課	子どもの遊び場・居場所づくりとして、児童の健全育成を図るため、内容を充実させ更なる来館者の増加を図る。また、子育て支援センターとしての機能を持たせ、乳幼児の子どもがいる親子の子育て支援を行う。	<p>児童館（町内各小学校区ごと5箇所【高田児童館・上長与児童館・長与北児童館・長与南児童館・長与児童館】）</p> <p>・開館日：月曜日から土曜日までの午前10時から午後5時までの時間（日曜日、国民の祝日、年末年始は休館）</p> <p>・利用対象者：町内に在住している0歳児から18歳未満の方（但し、就学時前の幼児は保護者同伴）</p> <p>・利用内容：・開館中は、無料で自由に利用できる。また、いろいろな催しや行事なども行う。内容は、毎月発行している各館の「じどうかんだより」や町の広報・HPでお知らせしている。また、施設には、いろいろな室内遊具をそろえており、児童用の本の貸し出しも行っている。各施設には、安全に楽しく遊べるように、児童館厚生員が2名（長与児童館は3名）配置されている。但し、預かり保育は行っていない。</p> <p>・乳幼児：子育て支援センターを児童館で運営している。また、「みかんちゃん」として、各児童館において、町内在住の乳幼児とその保護者による行事を定期的に行っている。また、高田児童館は、講座に特化した運営とし、3回連続のプログラムや、年齢別の講座を行っている。</p> <p>※令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により予約制で運営しており、利用人数の制限を行った。</p>	児童館という名称から、「小学生以上が利用するもの」という認識があることから、各児童館に「〇〇ひろば」がついた名前をつけて、「乳幼児」が使いやすい名称とした。また、子育て支援センターとして補助金をもらっていない高田児童館については、利用者数が少なかったため、講座に特化した運営とし、3回連続のプログラムや、年齢別の講座を行った。子育て支援センター「おひさまひろば」と一緒に「まーぶるひろば」という行事（施設を巡ると、景品をもらえる）を行い、新たな利用者を増やした。ホームページ上での講座予約受付を行うなど、仕事をしている世帯も参加しやすい環境を作った。	改善	児童館の施設内だけで事業を行うだけでなく、他の施設も利用し、今まで利用していなかった層も取り込む。	児童館の施設内だけで事業を行うだけでなく、他の施設も利用し、今まで利用していなかった層も取り込む。また、大学生や地域の方と連携し、児童館での「居場所作り」ができるよう検討する。施設の老朽化が進んでいるため、対策を協議する。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
110	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	子育て支援センターおひさまひろば	高田保育所	町内の親子が自由に集い、親子での遊びや他の親子との交流、子育てに関する情報を得る場の提供を行う。また、子育てによる負担感・不安感の軽減を行い、子育て世代が出産・育児を前向きにとらえ、子育てしやすいと感じる環境づくりを行う。対象者は町内在住のおおむね2か月から就学前の幼児とその保護者。	1.親子の交流の場の提供 ・開館日月曜日から金曜日までの10時から12時と13時から16時 2.子育てに関する相談・援助 臨床心理士、助産師、スタッフによる相談・援助 3.地域の子育て関連情報の提供 ホームページ、おたより、講座など 4.子育てに関する講習等 子育て初期講座、母親のリラクゼーション、パパ講座、親子体験活動など 5.地域の子育て関係者との連携 長与町子育て支援者協議会、長与町子育て支援者研修会開催など	zoomによるオンライン支援を実施した。自由参加でのフリートークから始め、子育てテーマに添った助産師の専門的な話を聞く形式など、参加者のニーズや参加しやすさに合わせて改善を行った。また、妊娠期講座やライン等においてタイムリーな周知を図り、参加を促した。 ファミリーサポートセンター、商業施設との協同事業で無料での預かりを行った。母親のニーズを把握し託児時間の拡大するなど、より利用しやすい内容に改善を重ねた。 長年、親子への支援を志していた助産師やヨガインストラクター、フォトグラファーなど多様な分野の方に講座開催の依頼ができた。講師自身も貢献できたことへの充実感を得、思いが伝わる講座に母親も満足した様子が感じられた。オンライン（LINE）予約を増やし、利用者の利便性の向上を図った。定着も見られた。	拡充	ひろば利用がコロナ対応の予約制から従来の自由来館となる。周知と利用促進、安心な居場所作りと必要なサポートを行う。 母子事業に出向き子育て支援センターの周知や見学の機会を設け、顔が見える関係を作る。 妊娠期講座の参加者アンケートでは、母親同士の交流を望む声があった。講座において、助産師の講話や母親同士のエンパワメントによる子育てに対する不安感、負担感の軽減を行う。 ファミサポの預かり場所としてひろばを提供する際、協力会員と利用者の交流を促すことで、ファミサポ利用への抵抗を解消する。 ひろば利用の母親や地域の方とのコミュニケーションに務め、地域貢献、子育て支援への貢献をしたい方のサポートを行う。	男性の育児参加促進、就労家庭の支援に力を入れていく。また、今後は高田南地区の親子の利用が増加すると予測する。「孤育て」による不安や悩みの軽減につながるよう、周知を行い、利用を促す。講座等は利用者のニーズを捉え柔軟に実施する。	継続実施
111	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター事業	こども政策課	育児の援助を受けたい人が利用会員、行いたい人が協力会員となり小学校6年生までの子どもの託児を行い、子育て世帯への支援を行う。	長与町社会福祉協議会への委託。育児の援助を受けたい人と行いたい人がそれぞれ会員となり、地域の子育ての相互援助を仲介する。 ・保護者の短時間、臨時的就労の際の援助 ・兄弟の学校行事や習い事の際の援助 ・家族の病気や急用の際の援助 ・その他、保育園・幼稚園・小学校・学童保育の送迎や障害児への支援など	イオンタウンからの寄付金により利用会員が1ヵ月に1回1時間無料となる「cocosukiながよ」の利用者がのべ100件・多子世帯・ひとり親の補助についてはのべ6件の利用があった。コロナ禍ではあったが、ファミサポ全体で昨年より120件増加した。また、子育て支援センターで出張登録会をするなど、登録しやすい環境を作った。	改善	会員登録電子申請・託児依頼などの事務の効率化を進める。直営初年度のため、他市町の研修に参加するなど知識を深める。「cocosukiながよ」事業、多子世帯、ひとり親、多胎児世帯、保護者の疾病世帯については、引き続き補助を行う。	利用会員が時津町・長崎市のファミリーサポートセンターを利用できる他、新たに協力会員・利用会員の研修等、他の市町と連携することができるとすれば連携を検討し、より会員の利便性を高める。 電子申請ができるものを増やすなど、事務の効率化を進める。「気軽に安心して預ける場」として住民に認知され、利用者数を増やしていく。	改善

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
112	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	子育て応援環境整備事業	こども政策課	少子化対策として、子育てに必要な物品を、申請のあった家庭に対し、無償で貸し出しを行う。	乳児の養育者であって、町内に居住し、かつ、住所登録を有する者に、子育てに必要な物品を無償で貸し出す。 (物品・期間) 1.ベビーベッド10台・・・使用する乳児が生後5ヶ月を経過するまでの期間 2.ベビーカー12台・・・使用する乳児が生後1年を経過するまでの期間 3.2人乗りベビーカー1台・・・使用する乳児が生後1年を経過するまでの期間 4.チャイルドシート10台・・・使用する乳児が生後1年を経過するまでの期間 その他、ベビーバスの貸出あり	企業からの寄付金を活用し、貸し出し物品数を増加させたことにより(ベビーベッド5台→10台・ベビーカー6台→12台・チャイルドシート5台→10台)、所得制限を撤廃し町内に住民票がある人全員が借りることが可能となった。	改善	物品の空きがないことから窓口にて申請ができない人をなくすために、物品の空き状況を細かく確認するとともに、SNSを活用して貸与できる物品の案内を行い、貸与期間や予約などを適切に管理し、少しでも長く多くの人に物品を利用してもらえるよう取り組む。	ラインシステムの活用や物品の台数の管理を行い、より多くの人に利用してもらえるよう取り組む。	改善
113	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	児童虐待防止事業	こども政策課	支援を必要とする家庭を把握し、情報収集・関係機関との連携・家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	・代表者会議1回、実務者会議（要保護児童管理ケースの進捗状況確認、終結の判断）4回、個別ケース検討会議18回実施。 ・教職員や保育士等の子育て支援者及び自治会長や民生児童委員等、地域の支援者等を対象とした児童虐待防止研修会を実施。 ・学校・保育園等に対し、児童虐待に関する出前講座実施。 ・支援対象児童等見守り強化事業を活用し、コロナ禍、児童虐待・DVリスクの高まりに対し、民間団体と協力して家庭の訪問等を実施。 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置に伴い、妊娠期から18歳まで切れ目のない支援を実施。	児童相談所との情報共有体制の強化を図るため、年4回の実務者会議終了後に別途、児童相談所と町との情報共有・意見交換の場を設けた。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
114	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	福祉医療費助成事業	こども政策課	医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図る。	・乳幼児から中学校卒業までの子どもの場合、乳幼児（こども）福祉医療費受給者証を提示し、支給対象者が医療機関等を受診した場合、窓口の負担を緩和し子育て世帯の負担を軽減できるよう、医療機関、長崎県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金長崎支部と契約し、助成額の計算、支給を行う(現物給付)。 ・ひとり親（母または父・18～20歳までのこども）の場合、または、乳幼児（こども）福祉医療費受給者証の提示がなかった場合や、県外等での受診の場合等は、領収書を添付した申請書を提出してもらい、自己負担額を超えた額を、指定の口座に振り込む(償還払い)。	特になし	継続実施	こども福祉医療について、高校生世代まで対象を拡大する。（拡大に係る費用は県負担）	令和7年度において令和5年度より拡大した高校生世代について、支給方法等を再検討する。	拡充

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
115	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育事業	こども政策課	保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するため、病気の回復期又は病気中のため集団保育が困難な児童を一時的に預かる。時津町と協定を結び、長与町病児保育「ひなたぼっこ」及び時津町病児保育「Hinamicco（ひなみっこ）」の2箇所での病児保育を行っている。	下記の1～3の全てに該当する子どもまたは4の子どもが対象。 1.長与町・時津町に住んでいて、保育園または幼稚園・認定こども園などに通っている子ども 2.現に病気中または病気の回復期であり、入院治療の必要はないが、保育園などでの集団保育を受けることが出来ない子ども 3.保護者の方が仕事などの都合で、家庭で看病することができない子ども 4.保護者の就労、疾病、出産後やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な子ども	長与町で実施している「ひなたぼっこ」について、対象年齢を乳幼児から小学校3年生まで拡大した。時津町でも「Hinamicco（ひなみっこ）」が令和4年度から開始され、長与町で利用できる病児保育は2ヵ所となった。※病児保育が2ヵ所になったことにより、月～土曜日はどの曜日でも利用できるようになった。（ひなたぼっこ：水曜午後休み ひなみっこ：木曜休み）	拡充	継続実施	継続実施	継続実施
116	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	放課後児童クラブ事業	こども政策課	留守家庭児童において、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の修得により、児童の健全な育成を図る。	放課後児童クラブ（学童保育）の健全な運営を促進するため、子ども子育て支援交付金（国、県、町 3分の1負担）など各種補助金による助成を実施した。 町内11クラブ12支援（保護者会運営 2クラブ、法人運営 9クラブ）。 令和4年度については、一部の小学校区のクラブに対し、入所や職員配置に関する現地監査を実施し、指導を行った。	現地監査を実施し、過大な登録がみられるクラブに対し、指導を行っている。	継続実施	国の示す適正人数を満たすため、毎月の登録児童数と利用実績に係る精査を行い、過大な登録が見受けられる場合は指導を行う。 同時に、クラブ職員の配置状況等も実地調査等を行い、適正な運用を図る。	国の示す適正人数を満たすため、毎月の登録児童数と利用実績に係る精査を行い、過大な登録が見受けられる場合は指導を行う。同時に、クラブ職員の配置状況等も実地調査等を行い、適正な運用を図る。	継続実施
117	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	子育て短期支援事業	こども政策課	児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている家庭の支援のため。児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	委託により、ショートステイ事業及びトワイライト事業を実施。 長崎市内の明星園、マリア園、さらに平成29年度からは浦上養育院、平成30年度からは大村市の光と緑の園に委託。 ショートステイ事業は、疾病や出張などで子どもを一時的に養育できなくなった時に、委託先において養育、保護する事業。期間は原則として7日間。 トワイライト事業は、仕事などで帰宅が恒常的に夜間にわたる場合、保護者が帰宅するまでの間（22時まで）子どもを預かる事業。 コロナ禍において外出自粛により家事や育児の疲労が蓄積されている家庭へ本事業を提案し、保護者の休息目的での利用を勧めた。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
118	結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実	結婚相談事業	政策企画課	町内に居住する未婚者に対して、出会いの場の提供等未婚者の結婚を促進することにより、定住人口の増加を図り、福祉の増進と地域の活性化に資することを目的とする。	1.結婚相談会の実施 2.長崎県お見合いシステム登録受付及び登録料補助 3.婚活イベント及びセミナーの実施 4.結婚祝金の支給	特になし	継続実施	県等と連携し、婚活イベントを実施し、出会いの場の提供を行うとともに、新たな結婚支援事業の研究を行う。	少子化対策として結婚支援事業をより推進していく必要がある。希望する時期に結婚できる環境を整える取組を実施する。	拡充
119	高齢者福祉の充実	老人福祉センター「丸田荘」管理事業	福祉課	高齢者をはじめ、町民がいつまでも健康に暮らし、1人ひとりがそれぞれ生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、外出機会の創出や健康維持を目的として実施している。	老人福祉センター及び町営公衆浴場の運営 営業時間：12時から18時まで、定休日：毎週火曜日、お盆（8月14日から8月16日まで）、年末年始（12月28日から1月4日まで） 料金：60歳以上及び障害者100円、一般（中学生以上）200円、小学生以下100円、町外者300円 施設の職員：シルバー人材センターに委託（交代制で計12名） 1階の一部を長与町社会福祉協議会のデイサービス事業に賃貸借している。	丸田荘における光熱水費等の経費は、1階を利用している社会福祉協議会と按分している。より正確な割合を算定するため、丸田荘の営業を1日も行わなかった令和2年4月分と平成31年4月分の実績を比較し、適正な割合となるよう変更した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
120	高齢者福祉の充実	高齢者交通費・健康づくり助成事業	福祉課	高齢者の外出の機会や健康づくりの場を確保し、社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげることを目的とする。	対象者：町内在住の70歳以上の方。 2,500円分のバス利用券（100円×25枚）、タクシー利用券（500円×5枚）、健康づくり助成券（100円×25枚）の利用券いずれか1つを選択。 年度はじめに対象者にはがきを郵送し、長与町役場など6ヶ所にて助成券と交換。 バス利用券：長崎バス及び長崎県営バスで利用可能。 タクシー利用券：タクシー共同集金加盟のタクシーで利用可能。 健康づくり助成券：入浴施設など町内9施設で利用可能。	対象者一人当たりの交付金額を1,500円から2,500円へ増額した。	拡充	継続実施	近隣市町間で助成の規模に差があり、特に交通費の助成については、交換率や利用率や利便性の向上などを勘案し、住民ニーズに即した事業となるよう適宜見直しを行いながら事業を行う。	継続実施
121	高齢者福祉の充実	高齢者生活福祉センター	福祉課	高齢者に対して、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することを目的とする。	本町に住所を有する概ね60歳以上の一人暮らし又は夫婦世帯であって、高齢のために生活することに不安がある人に対して、必要に応じて住居を提供する施設である。本町には1ヶ所の施設があり、定員数は12名となっている。入所の申請があった場合は入所判定会議を開催し、入所判定を行う。入所者の収入に応じて、負担金を徴収している。（毎年7月に再算定を行う。）	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施



令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
122	高齢者福祉の充実	緊急通報装置設置事業	福祉課	疾病などにより日常生活に不安がある方に対して、24時間365日、看護師や相談員などが緊急時の対応や日常生活の不安に対応することを目的とする。	<p>利用料：（据置型）300円/月、（携帯型）500円※利用料は使用者が委託業者に直接支払う。</p> <p>緊急ボタン：コールセンターの看護師が状況確認を行い、緊急連絡先の協力員へ状況確認を依頼する。場合によっては救急車の出動要請を行う。</p> <p>相談ボタン：コールセンターの看護師が健康相談などに応じる。コールセンターの看護師が毎月2回、利用者に電話で連絡し、健康状況の確認を行う。（お伺いコール）</p> <p>人感センサー（携帯型装置利用者は加速度センサー）：センサーが18時間感知しなかった場合、自動的にコールセンターへ通報される。</p>	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
123	高齢者福祉の充実	長寿者敬老祝金事業	福祉課	町内に居住する高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿祝品を贈呈することにより、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。	<p>対象者：100歳に達する方及び毎年9月1日時点で88歳に達する町民</p> <p>支給額：88歳20,000円、100歳50,000円</p> <p>平成22年から1年以上の居住要件を設けた。令和4年度から77歳の支給を廃止。</p> <p>また、100歳に達する方に対し、敬老の意を表してその長寿を特に祝福するために長寿祝品を贈呈する。</p>	近年の平均寿命の延伸を鑑み、77歳到達者への敬老祝金（5,000円）を廃止した。それに伴う経過措置として、昭和19年9月2日から昭和20年4月1日までの生まれで町内に1年以上住所を有している方へ高齢者交通費・健康づくり助成事業利用券を5,000円分交付した。	縮小	継続実施	継続実施	継続実施
124	地域福祉の充実	成年後見制度利用促進中核機関運営事業	福祉課	成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関するすべての過程において包括的な支援を行う中核機関を立ち上げ、広報や相談業務、後見人の支援等を実施。	パンフレット作成や社協広報誌への記事掲載を行い、制度の周知を図る。 ながよ成年後見センターにて、町民やその親族等関係者から後見制度の利用に関する相談を受け、制度利用や専門機関での支援につなげる。	県社協が主催した市民後見人候補者養成研修について、共催として受講者の募集及び研修会の運営補助を行った。	改善	継続実施	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
125	地域福祉の充実	長与町地域包括支援センター運営	介護保険課	地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。	包括的支援事業 ・総合相談業務（初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、支援に必要なネットワークの構築、高齢者の実態把握） ・権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待・困難事例への対応等） ・包括的・継続的ケアマネジメント業務（ケア会議等を通じた自立に向けたケアマネジメント支援、介護支援専門員への助言指導） ・地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターにおける各業務等の評価を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す）	地域包括支援センターの周知を含めた広報誌のコーナー「介GOの部屋」を新設した。	改善	広報誌等を活用し、相談窓口としての地域包括支援センターの周知を強化する。	広報誌等を活用し、相談窓口としての地域包括支援センターの周知を強化する。	継続実施
126	地域福祉の充実	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険課	全国一律の基準による給付サービスから、地域の多様なサービス・支援を拡充させることで、高齢者の自立の促進・重度化予防を推進する。	介護予防・生活支援サービス事業においては、訪問型サービスとして介護予防訪問介護相当サービス、通所型サービスとして介護予防通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメントとしてケアマネジメントAのサービスを行っている。 一般介護予防事業としては、お元気クラブ・めだか85・脳トレ教室・いきいきサロン・サポーターポイント事業（ねこの手ポイント）を継続して実施している。	サロンデビュー講座の開催と、県事業であるサロンインストラクター養成研修等の過去の参加者へのフォローアップ（生活支援コーディネーターを中心とした活動へのマッチング）により、既存のいきいきサロンへの協力者や新規サロンの立上げにつながった。 生活支援体制整備の第2層協議体（コミュニティ単位）は、高田地区が立ち上がった。	改善	生活支援体制整備第2層（残り4地区）の立上げをめざす。 地域活動を行う住民の育成。	地域活動を行う住民の育成。	改善
127	地域福祉の充実	家族介護者支援事業	介護保険課	在宅介護経験者や介護について学習したい人の相談・情報交換・学習会を通し、在宅介護の支援を行う。	なるほど介護学習会：介護の知識や方法、制度についての学習や介護事業所見学などを通し、在宅介護についての理解を深める（月1回実施）。 認知症介護者リフレッシュのつどい：認知症の方を介護している家族の相談、情報交換、学習を通し、日頃の悩みや介護負担を軽減する（2カ月に1回実施。認知症当事者も介護者と一緒に参加できる屋外活動も実施）。	特になし	継続実施	周知活動の強化（いきいきサロンや自主講座参加者へ出向いてのPR）。 認知症介護者リフレッシュの集いについては、直営開催（認知症地域支援推進員が従事）することで、相談支援体制を強化する。	周知活動を継続。	継続実施
128	地域福祉の充実	高齢者在宅介護者見舞金	介護保険課	高齢者を在宅で介護している家族に見舞金の支給を行い、家族の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。	要介護3・4・5と認定された者で、町に1年以上居住・介護している家族に対して、高齢者1人につき年額3万円を支給するもの。	広報ながよにて周知を行った。また、保険者で把握している範囲で特定できた、対象者となりうる方については、個別で連絡（周知）を行った。	改善	民生委員等を通じての住民周知の継続。	民生委員等を通じての住民周知の継続。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
129	地域福祉の充実	高齢者家族介護用品支給	介護保険課	高齢者を在宅で介護している家族に介護用品の支給を行い、家族の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。	介護が必要な高齢者1人につき年額7万5,000円を限度とし、衛生用品・介護用品等を支給する。	今後の事業の方向性を協議するために、他市町の運用方法を調査した。	継続実施	R6年度以降の実施についてを協議。	内容の見直しや規模の縮小、財源確保等を行った上で実施を検討する。	継続実施
130	地域福祉の充実	高齢者のみ世帯への生活支援事業	介護保険課	高齢者に対し栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供することにより、健康の維持管理、配食時における安否の確認及び孤独感の解消等を図ることを目的とする。	独居または高齢者のみの非課税世帯で食事の準備が充分にできない方を対象に、週に1～3回配食サービスを委託し提供する（自己負担360円/食）。	事業の委託先拡大のため、町HPにて受託希望事業所の募集を行ったほか、過去に受託希望があった事業所へは個別で周知を行った。	改善	利用者のニーズに応えるため、委託先の拡大に向けての周知を継続する。	利用者のニーズに応えるため、委託先の拡大に向けての周知を継続する。	継続実施
131	地域福祉の充実	福祉のまちづくり住民参加推進事業	福祉課	地域における住民参加による多様な生活支援を充実させる。	地域生活に必要な情報の提供と相談支援体制の整備の促進、住民参加による多様な生活支援サービスの実施、福祉のまちづくりへ団体・個人の参加促進、ボランティア育成、介護予防事業への協力支援、自治会を中心とした見守り活動を通して、住民による共助の取り組みを活性化させる。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
132	地域福祉の充実	避難行動要支援者避難支援計画推進事業	福祉課	災害時に支援を要する者に対し、地域住民が避難を支援する仕組みを作り、災害直後の地域の防災力を強化する。	対象となりうる者（要介護認定3・4・5、身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A1・A2、難病患者等）に名簿提供の同意の確認を行い、同意する者については同意者名簿に掲載する。その名簿を基に自治会や自主防災組織を中心として、支援担当者を選定し聞き取り表を作成する。福祉課において聞き取り表の内容をシステムに入力し、個別計画を作成し、自治会を通して本人や避難支援者、自治会等関係者に配布する。	いくつかの自治会長及び民生委員に説明を行い、個別計画の作成を行った。 民生委員児童委員協議会において、制度の説明を行った。 時津警察署に名簿を渡し、非常時の支援体制を強化した。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
133	地域福祉の充実	社会福祉協議会運営助成事業	福祉課	地域における福祉活動の増進。	長与町社会福祉協議会の法人部門職員の人件費（給与、諸手当、厚生費、健康診断料）の補助と福祉バス運行（役場で利用した際の経費・日当）の補助。	特になし	継続実施	長与町社会福祉協議会の事業について、効率化の面から社協との協議を続ける。	長与町社会福祉協議会の事業について、長期的な見通しを社協と協議する。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
134	障がい者福祉の充実	障害者相談支援事業	福祉課	障害者の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な福祉サービスを行う。	・相談支援事業所：1.長与町社会福祉協議会相談支援事業所ぬくもり、2.社会福祉法人三恵会和みの里の2か所に委託。 事業内容：1.福祉サービスの利用援助、2.社会資源を活用するための支援、3.社会生活力を高めるための支援、4.虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、5.権利擁護のために必要な援助、6.専門機関の紹介 ・福祉課窓口にて障害者相談員を設置	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
135	障がい者福祉の充実	地域活動支援センター事業	福祉課	日中に活動する場が必要な者、訓練等給付を行っても就労に結びつかない者、創作的活動、社会適応訓練等のサービスが必要な者、その他町長が必要と認める者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進することにより、利用者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため。	障害者等に対し創作的活動や生産的活動、地域社会との交流の機会の場を提供し、障害者等の就労を始めとする社会参加に向けての支援を行う。 1.創作的活動又は生産活動の機会（グループワーク活動を含む）の提供に関する業務 2.社会との交流の促進等に関する業務（地域イベントへの参加等） 3.通所による援護 4.相談支援（就労支援、生活支援、居場所の提供）	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
136	障がい者福祉の充実	障害者日中一時支援事業	福祉課	手帳所持の障害者（児）、難病者を対象に、障害者等が日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行う。 1.障害者等の見守り、2.機能動作訓練、3.社会適応訓練、4.創作的活動、5.生活指導	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
137	障がい者福祉の充実	障害者福祉タクシー等助成金	福祉課	療育手帳所持者、精神手帳2級以上保持者、身障手帳2級以上で肢体不自由かつ車椅子常用者、または視覚障害1級所持者を対象に、タクシー料金またはガソリン代金の一部を助成し、社会活動の範囲を広め、障害者の福祉向上を図る。	在宅の知的障害者(児)、重度身体障害者(児)で車椅子常用者、重度視覚障害者及び精神障害者(児)がタクシー(リフト付き又は寝台専用タクシーを含む。)又は自家用自動車を利用する場合のタクシー料金又はガソリン代金として使用できる利用券を交付することにより、社会活動の範囲を広める。 対象者に申請書を送付し、申請に基づき交付。種別については本人による選択制。タクシー券：500円×24枚 ガソリン券：1,000円×3枚	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
138	障がい者福祉の充実	障害者交通費助成金	福祉課	町内在住の知的・精神障害者（手帳所持者）を対象に、在宅の知的障害者及び精神障害者が障害者総合支援法に規定する施設又は事業所への通所のための交通費を一部助成し、社会活動の範囲を広げ、障害者の福祉向上を図る。	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター等の作業所への通所時の交通費（割引後）の1/2を助成。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
139	障がい者福祉の充実	障害者移動支援事業	福祉課	手帳所持の屋外での移動が困難な障害者（児）を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動支援(通勤、経済活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は除く。)を行うことにより、障害者等の社会参加を図る。	屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
140	障がい者福祉の充実	日常生活用具給付事業	福祉課	身体障害者手帳、療育手帳所持者及び難病等者を対象に、日常生活用具の購入費を助成することにより、日常生活の便宜を図り、障害者（児）及び難病等者の福祉の増進に資することを目的とする。	在宅の重度障害がある人などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具の購入費を支給する。 1.介護・訓練支援用具、2.自立生活支援用具、3.在宅療養等支援用具、4.情報・意思疎通支援用具、5.排泄管理支援用具、6.住宅改修	特になし	継続実施	近隣市町村の状況を勘案しながら、必要に応じ規程の改正を検討する。	近隣市町村の状況を勘案しながら、必要に応じ規程の改正を行い、適正なサービスの提供に努める。	拡充
141	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	介護給付費等費用適正化事業	介護保険課	介護保険給付の適正化に取り組み、介護サービス利用者に適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険サービス事業者の不適切な給付費請求を抑制する。	介護給付費通知・ケアプラン点検・住宅改修確認を行った。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
142	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導事業	健康保険課	40歳以上の国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防と重症化を防ぐことによる将来的医療費の削減。	40歳以上の被保険者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施（健診は年に1回無料）。	特になし	継続実施	勧奨方法を工夫する等受診率向上対策を実施する。	勧奨方法を工夫する等受診率向上対策を実施する。	継続実施
143	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	国民健康保険 医療費適正化事業	健康保険課	国民健康保険被保険者の医療費の適正化。	看護師による訪問指導、医療費通知、後発医薬品普及促進、レセプト二次点検委託を実施。	看護師による訪問指導では35名に実施し、そのうち15名の方の改善（受診回数や処方数の減少）が認められた。	継続実施	医療費分析により現状把握を行う。 引続き訪問事業等によりきめ細やかな保健指導を実施する。	医療費分析により現状把握を行う。 引続き訪問事業等によりきめ細やかな保健指導を実施する。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の方向性
144	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	後期高齢者医療事業	健康保険課	後期高齢者医療制度の円滑な運営、被保険者の健康増進。	窓口事務、保険料賦課徴収・納付、健康診査、療養給付費負担金等共通経費負担金納付。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
145	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	原爆被爆者健康生活相談事業	福祉課	高齢化の進行する被爆者に対し、相談事業を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康水準の維持、向上等に資することを目的とする。	専任指導相談員（看護師）を窓口に配置し、被爆者やその家族が、手当の更新や各種申請等に来庁した時を活用し、健康や介護に関する相談、被爆者に関連する福祉・介護保険等の制度についての紹介、健康づくりに関する助言・指導する。 介護保険を利用したサービス等の相談の増加に伴う介護保険課と連携を図りながら、よりの確に対応できるよう相談業務を行う。 来庁することができない被爆者やその家族を対象に、原爆被爆者健康相談ダイヤルを開設し、各種申請や健康相談、介護についての相談に対応する。 被爆者健康台帳システムに記録し、今後の被爆者に対する各種事業・健康づくり及び各種相談の資料とする。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
146	快適で持続可能な生活環境づくり	大村湾水質監視事業	住民環境課	長与川及び大村湾の水質、底質の汚染の実態を把握し、今後の環境保全対策に資すること。	大村湾、長与川等の水質調査。 大村湾流域に所在する5市5町、大村湾海区漁協及び民間団体で構成する「大村湾をきれいにする会」による浮遊ゴミ除去事業、沿岸一斉清掃、啓発事業等に取り組む。 大村湾一斉清掃の実施。	特になし	継続実施	継続実施	継続実施	
147	快適で持続可能な生活環境づくり	浄化槽設置整備事業	住民環境課	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること。	下水道処理区域外における家屋から排出されるし尿及び雑排水を適正に処理するため、高度型合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。 生活排水対策として公共下水道処理区域以外の世帯に対し高度型合併処理浄化槽の設置についての啓発を行う。	高度型合併浄化槽への切替えに対しての金銭的インセンティブがないため、汚水処理人口普及率の増加に、より効果の高い補助対象に変更し、補助金額の上乗せにより浄化槽への切り替えを行う汚水未処理世帯への負担軽減を図るため、補助金交付要綱の改正を行った。	拡充	補助金が増額した旨の周知を郵送により個別に行う。	継続実施	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
148	快適で持続可能な生活環境づくり	きれいなまちづくり推進事業	住民環境課	町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町が一带となって、地域の緑化、ごみの散乱防止並びにごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資すること。	「きれいな町づくり事業」として、道路、河川等の清掃及びパトロールを行う。 管理者に除草伐採等、適正管理の要請を行う。 長与町保健環境連合会が主体となり、「町民一斉清掃」を実施する。 不法投棄防止対策を行う。 「野焼き」の防止対策を行う。	特になし	継続実施	町民一斉清掃の周知方法について、防災無線等を活用できないか検討する。	継続実施	
149	快適で持続可能な生活環境づくり	地球温暖化対策事業	住民環境課	社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。	地球温暖化防止の普及啓発。 温室効果ガス排出量の算定調査分析。 ノーマイカー及びエコドライブウィークの啓発。 長与町地球温暖化実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減。	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に向けて、温室効果ガスの算定及び脱炭素シナリオの策定を行った。 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、令和5年度策定予定の区域施策編に合わせて策定することとなり、地球温暖化対策実行計画推進幹事会において策定についての協議等を行った。 公共施設における温室効果ガス排出量の管理等を適正に行うため、環境省作成の管理システムLAPSSの導入を決定し、令和5年度導入に向けた職員向けの操作説明会を行った。	改善	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定する。 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定する。 省エネ家電購入補助事業を実施する。	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、町施設での脱炭素事業を展開し、種々の施策を展開していく。 その一つとして、県及び3市町で共同策定している地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)を活用して、PPA事業やZEH補助を実施する。また町施設での脱炭素事業を展開し、種々の施策を展開していく。	継続実施
150	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物収集・処理事業	住民環境課	廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。	町内から発生する生活系一般廃棄物(可燃、不燃、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、粗大ごみ)の収集ならびに紙類、金属類等の資源化物の拠点収集。	紙類の収集方法を変更し、資源化の促進及び町民の利便性の向上を図った。 紙類の収集方法変更についてのチラシを全戸配布し周知を図り、広報誌に紙類分別についての特集を掲載し、分別についての啓発を行った。	改善	効率性及び経済性の観点により、引き続き収集・運搬及び処分の見直しを行う。	効率性及び経済性の観点により、引き続き収集・運搬及び処分の見直しを行う。	継続実施

令和5年度事務事業評価結果一覧 ※第10次総合計画の施策順

事業No.	施策名	事業名	課	事業の目的	事業の内容 (取組内容)	R4年度に実施した 事務改善の取組	R4 評価	R5年度実施予定の取組	今後の取組方針	今後の 方向性
151	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物減量推進事業	住民環境課	廃棄物の抑制、適正な循環的利用の促進、及び適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。	廃棄物の抑制、適正な循環的利用の促進、適正な処分を確保する。	紙類の収集方法を変更したことで、前年度比較で、可燃ごみの収集量が減少し、紙類の回収量は増加した。 粗大ごみの拠点回収を廃止したことで、粗大ごみの回収日に出される処理困難物等の違反ごみはなくなった。	改善	継続実施	継続実施	継続実施
152	ごみ・し尿の適正な処理	し尿処理事業	住民環境課	適正な収集、運搬、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。	し尿の適正な収集、運搬、処分をする。	汚水処理人口普及率の増加に、より効果の高い補助対象に変更し、補助金額の上乗せにより浄化槽への切り替えを行う汚水未処理世帯への負担軽減を図るため、補助金交付要綱の改正を行った。	拡充	継続実施	手数料見直しの時期について検討する。	継続実施